

日野市手数料、使用料等検討委員会
令和元年度 調査検討結果報告書

日野市手数料、使用料等検討委員会

手数料、使用料に関する調査検討結果の報告について

本委員会は、手数料、使用料に関する事項について市長の依頼に基づき３回の会議を開催し、「日野市手数料、使用料等の見直し基準」に基づき調査検討したので、その結果を市長に報告するものである。

令和元年 6 月 27 日

日野市長 大坪 冬彦 様

日野市手数料、使用料等検討委員

委員長 谷 井 良

職務代理 杉 崎 耕 一

委 員 淡 野 浩

齊 藤 勇

滝 澤 葉 子

宮 崎 寛 康

（委員は五十音順）

I. 調査検討事項

本委員会が市長より依頼を受けた調査検討事項は、次の 13 件である。

調査検討事項	内 容	調査検討結果 記載ページ
第 1 号	証明等手数料の改定案について	2～4 ページ
第 2 号	日野市生活・保健センター施設使用料の改定案について	4 ページ
第 3 号	日野市東部会館施設使用料の改定案について	4 ページ
第 4 号	日野市東部会館駐車場使用料の設定案について	4～5 ページ
第 5 号	日野市立南平駅西交流センター施設使用料の改定案について	5 ページ
第 6 号	日野市立落川交流センター施設使用料の改定案について	5 ページ
第 7 号	日野市立多摩平交流センター施設使用料の改定案について	5 ページ
第 8 号	日野市立新町交流センター施設使用料の改定案について	6 ページ
第 9 号	日野市立万願寺交流センター施設使用料の改定案について	6 ページ
第 10 号	日野市立平山交流センター施設使用料の改定案について	6 ページ
第 11 号	日野市立男女平等推進センター施設使用料の改定案について	7 ページ
第 12 号	日野市発達・教育支援センター施設使用料の改定案について	7 ページ
第 13 号	日野市立七ツ塚ファーマーズセンター施設使用料の改定案について	7 ページ

II. 調査検討結果

調査検討結果を以下に示す。市長はこの調査検討結果を参考とし、方針を決定してほしい。

1. 調査検討事項第 1 号 証明等手数料の改定案について

【当委員会としての調査検討の結果】

日野市手数料、使用料等の見直し基準(以下「見直し基準」という。)に基づいて見直されており、証明等手数料を改定案のとおり改定することが適当であると考えます。

なお、調査検討した具体的な改定案は 10～12 ページのとおりである。

上記の検討結果は、「見直し基準」に基づき算定した証明発行、閲覧等にかかる経費及び東京 26 市の現状などから判断したものである。

ただし、税務関係等の郵送手数料を現在の 200 円から今回 300 円に改定し、2 年後に 400 円に改定するという段階的な手法で行いたいという市からの提案、その他いくつかの内容について委員から様々な意見が出された。個々の委員の意見を下記に記すので、これらの意見を参考として市の方針を決定してほしい。

【個々の委員の意見】

（１）税務関係手数料（郵送扱い）の改定手法について

- 現在 200 円の税務関係等の郵送手数料を 400 円にする改定案について、市の提案では、本来は 400 円に改定したいが、現行額が 200 円であるため、一度に 400 円に改定した場合は 2 倍額の値上げとなり、「見直し基準」に定められている、現行額 200 円の場合の激変緩和措置としての改定上限率（現行額の 1.5 倍）、金額として 300 円を超えてしまう。そのため、今回の改定で、まず 300 円とし、2 年後に 400 円とする段階改定案が提案された。しかし、この考え方は「見直し基準」には見当たらず、本委員会の議論の中で、改定の手法として妥当性に疑問があるとする意見が複数の委員から出された。現在、既に 300 円となっている住民票等の郵送手数料を 400 円にしたいとする根拠を「郵送」に伴う事務作業、コスト等とするならば、「見直し基準」26 ページの「同種事務の料金の統一化」の考え方を採用し、税務関係等の郵送手数料も段階的ではなく、200 円から一度に 400 円とする考え方もとれるのではないかと考える。改定上限額という規定があるための提案であるとの市の説明があったが、「郵送」の料金を一律 400 円とする方が「見直し基準」との整合も取れるのではないかと考える。あるいは、今回の改定で 200 円から 300 円にし、「見直し基準」に基づき、4 年後に 400 円とするかどうかの検討を再度行うか、いずれかを採用すべきではないかと考える。

（２）税務関係手数料の郵送請求の額について

- 郵送請求の請求者の多くが、司法書士等による職務上のものであるということであれば、200 円から 400 円とすることについては許容できるのではないかと考える。

（３）「公簿閲覧の郵送」という表現について

- 「閲覧の郵送」という表現は日本語としておかしいのではないかと考える。適切な表現に修正をするべきである。

（４）いわゆる「コンビニ交付」額の 200 円据え置きについて

- コンビニ交付の使用料を 200 円に据え置くことがマイナンバーカードの取得者を増やすことに寄与するののかについては疑問がある。
- マイナンバーカードを持っていれば住民票などがコンビニエンスストア（以下「コンビニ」という。）で取得できるということ自体、ご存知ない市民も多い可能性がある。コンビニへの誘導策のための据え置きであれば、もっと積極的に広報ひの、ホームページなど有効な手段により周知活動を行ってほしい。
- 高齢社会の進展によりコンビニという社会資源を有効活用することと、マイナンバーカードで出来ることを増やすことでこの誘導策の有効性を向上させてほしい。
- この金額据え置き策が郵送請求や窓口請求への集中を緩和する策でもあるということについて、特に郵送請求の処理に「業務の手間」がかかるという実態を理解した。コンビニ交付への誘導策は職員の「業務の手間」の削減が図れ、近年言われている「働き方改革」という視点で推進することは好ましい施策である。そのために窓口請求や郵送請求との金額にメリハリをつけることは有効であると考えている。

(5) 業務に係る時間について

○A I などを取り入れ、業務の見直しを行ってほしい。

2. 調査検討事項第2号 日野市生活・保健センター施設使用料の改定案について

【当委員会としての調査検討の結果】

「見直し基準」に基づいて見直されており、施設使用料を改定案のとおり改定することが適当であるとする。なお、調査検討した具体的な改定案は13ページのとおりである。

【個々の委員の意見】

○施設使用料全体に関する意見がある。(8ページ参照)

3. 調査検討事項第3号 日野市東部会館施設使用料の改定案について

【当委員会としての調査検討の結果】

「見直し基準」に基づいて見直されており、施設使用料を改定案のとおり改定することが適当であるとする。なお、調査検討した具体的な改定案は13ページのとおりである。

【個々の委員の意見】

○施設使用料全体に関する意見がある。(8ページ参照)

4. 調査検討事項第4号 日野市東部会館駐車場使用料の設定案について

【当委員会としての調査検討の結果】

「見直し基準」に基づいて見直されており、施設に付帯する駐車場使用料を設定案のとおり設定することが適当であるとする。なお、調査検討した具体的な改定案は15ページのとおりである。

【個々の委員の意見】

(1) 利用15分以内の無料の取扱いについて

○他の施設に付帯する駐車場と同様に、送迎利用等を想定し15分以内は無料にすることを検討すべきではないか。

(2) 分かりやすい看板設置について

○当該施設に限ったことではないが、分かりやすい施設駐車場の案内板を整備してほしい。特に、無料から有料に変更となるということは案内板にその旨をしっかりと明記する必要がある。

（３）上限額の設定について

○他の有料駐車場の現状を把握し、上限額の設置の要否についてしっかり検討してほしい。

５．調査検討事項第５号 日野市立南平駅西交流センター施設使用料の改定案について

【当委員会としての調査検討の結果】

「見直し基準」に基づいて見直されており、施設使用料を改定案のとおり改定することが適当であるとする。なお、調査検討した具体的な改定案は 13 ページのとおりである。

【個々の委員の意見】

○施設使用料全体に関する意見がある。（８ページ参照）

６．調査検討事項第６号 日野市立落川交流センター施設使用料の改定案について

【当委員会としての調査検討の結果】

「見直し基準」に基づいて見直されており、施設使用料を改定案のとおり改定することが適当であるとする。なお、調査検討した具体的な改定案は 14 ページのとおりである。

【個々の委員の意見】

○施設使用料全体に関する意見がある。（８ページ参照）

７．調査検討事項第７号 日野市立多摩平交流センター施設使用料の改定案について

【当委員会としての調査検討の結果】

「見直し基準」に基づいて見直されており、施設使用料を改定案のとおり改定することが適当であるとする。なお、調査検討した具体的な改定案は 14 ページのとおりである。

【個々の委員の意見】

○施設使用料全体に関する意見がある。（８ページ参照）

8. 調査検討事項第8号 日野市立新町交流センター施設使用料の改定案について

【当委員会としての調査検討の結果】

「見直し基準」に基づいて見直されており、施設使用料を改定案のとおり改定することが適当であるとする。なお、調査検討した具体的な改定案は14ページのとおりである。

【個々の委員の意見】

○施設使用料全体に関する意見がある。（8ページ参照）

9. 調査検討事項第9号 日野市立万願寺交流センター施設使用料の改定案について

【当委員会としての調査検討の結果】

「見直し基準」に基づいて見直されており、施設使用料を改定案のとおり改定することが適当であるとする。なお、調査検討した具体的な改定案は14ページのとおりである。

【個々の委員の意見】

○施設使用料全体に関する意見がある。（8ページ参照）

10. 調査検討事項第10号 日野市立平山交流センター施設使用料の改定案について

【当委員会としての調査検討の結果】

「見直し基準」に基づいて見直されており、施設使用料を改定案のとおり改定することが適当であるとする。なお、調査検討した具体的な改定案は15ページのとおりである。

【個々の委員の意見】

○施設使用料全体に関する意見がある。（8ページ参照）

11. 調査検討事項第 11 号 日野市立男女平等推進センター施設使用料の改定案について

【当委員会としての調査検討の結果】

「見直し基準」に基づいて見直されており、施設使用料を改定案のとおり改定することが適当であるとする。なお、調査検討した具体的な改定案は 15 ページのとおりである。

○施設使用料全体に関する意見がある。(8 ページ参照)

12. 調査検討事項第 12 号 日野市発達・教育支援センター施設使用料の改定案について

【当委員会としての調査検討の結果】

「見直し基準」に基づいて見直されており、施設使用料を改定案のとおり改定することが適当であるとする。なお、調査検討した具体的な改定案は 15 ページのとおりである。

【個々の委員の意見】

○当該施設の本来目的の対象の方には無料の部屋が別に用意されているということであるため、貸室は交流センター等と同様の扱いでよいのではないかと考える。

○施設使用料全体に関する意見がある。(8 ページ参照)

13. 調査検討事項第 13 号 日野市立七ツ塚ファーマーズセンター施設使用料の改定案について

【当委員会としての調査検討の結果】

「見直し基準」に基づいて見直されており、施設使用料を改定案のとおり改定することが適当であるとする。なお、調査検討した具体的な改定案は 15 ページのとおりである。

【個々の委員の意見】

○調査対象施設特有の意見ではないが、全体に関する意見がある。(8 ページ参照)

【個々の委員の意見】

（１）施設使用料全体について

見直し基準に基づく面積をもとにした額の改定案であるため、例えば、地域ごとに設置されている各施設のある程度の面積を持つ「ホール」や「集会室」、特別な機能を持つ「調理室」や「防音設備のある部屋」などの場合、同目的の部屋でも、面積が大きく違えば使用料も大きく違うことになる。同目的の部屋については、地域全体のバランスも考慮してほしい。

（２）値上げ幅について

施設運営には多くの税金が投入されている。市民サービスといえばそのとおりであるが、行財政運営の視点で考えた場合、市からの改定案である1貸室あたりの値上げ上限金額500円までの改定はやむを得ないとする。

（３）利用者の減少対策について

市の説明によれば、平成25年に交流センターを無料から有料とした際に、一時的に利用者の減少があり、その後回復したとのことである。今回もそのようなことが想定される。各施設、各部屋単位で利用者の動向を把握し、問題があれば対処してほしい。使用料が上がっても利用者が減少しないようなフォロー策について、他市の事例も参考に検討してほしい。

（４）施設予約システムでの周知について

市民や利用者への周知の方法として、施設予約システムのトップ画面等を活用してほしい。

（５）電子マネー、キャッシュレス決済の検討について

使用料の支払い方法として、電子マネー、キャッシュレス決済の導入も検討してほしい。現金のやり取り（つり銭など）に伴う事務作業の軽減にもなる。

全ての手数料、施設使用料というのは難しいかもしれないが、特に体育館など若い世代も集う施設については、市民サービス向上のために導入の検討をしてほしい。

（６）施設予約システムの拡大について

現在、施設予約システムの対象となっていない施設がある。対象となっていない施設では、市内でも遠方にお住まいの方や市外の方が利用したい場合、予約のために施設に行くことになる。施設予約システムが拡大することで、利便性が向上し、結果的に利用者が増加すると思われるため、予約システムの対象施設の拡大を検討してほしい。

（７）使用料支払いシステム機器について

予算との関係もあるが、貸室使用料の支払いを機器によるチケット購入方式で行っている施設がある。その機器が1万円札、5千円札を認識しないものを使用しており、1,000円札がない場合は、その都度両替に行く。そのような不便を利用者にかけないように検討してほしい。

Ⅲ. 総括（全体意見）

- 平成 29 年度から平成 30 年度の 2 か年にわたり当委員会が調査検討を行った結果を受け、市が策定した「見直し基準」による初めての見直しであり、料金改定(案)の提案であった。
- 本委員会は、市長から 13 件の調査検討事項の依頼を受け、延べ 3 回の会議を行い、「見直し基準」に基づき慎重に議論を重ねた。
- 今回調査検討事項となった手数料、使用料は、長期間見直しが行われていなかったもの、また、実施した場合には初めての料金改定となるものが多かった。
- 手数料や使用料の料金設定については、市民等への透明性の確保という意味で一定の基準が必要である。「見直し基準」ができたことで、当委員会としてもそれに基づき議論することができた。そして、「見直し基準」に規定のない事項については慎重に判断するべきであると市に提言することもできた。
- 施設の利用者やサービスを受ける市民等にとっては、手数料や使用料が低い金額に抑えられていること、または無料で使用できることが望ましいことではあるが、そのことは全体の税金で負担することを意味する。「見直し基準」に述べられている市の方針にあるように、厳しい財政状況の中、利用者に一定の額の負担をしていただくのはやむを得ないとする。
- 市には、見直しを常に行いながら、魅力的で質の高い市民サービスと、経営的な視点に立った持続可能な運営の実現を期待するものである。

Ⅳ. 改定額案の詳細

1. 調査検討事項第1号 証明等手数料の改定案について

改定案額の★印の項目は今回の改定案は300円で、3年後に400円にする段階改定案を示す。

【証明手数料】 手数料の名称欄の下線は新規に設定予定の名称

手数料を徴収する事項	手数料の名称	単 位	現行額	改定案額
租税公課に関する証明	租税公課に関する証明手数料(郵送取扱い分及び多機能端末機扱いを除く。)	1 件につき	200円	300円
	租税公課に関する証明手数料 (多機能端末機扱い) 【新規追加】	1 件につき	200円	200円
	租税公課に関する証明手数料 (郵送取扱い分) 【新規追加】	1件につき	200円	★300円 →400円
身分に関する証明	身分に関する証明手数料(郵送取扱い分を除く。)	1件につき	200円	300円
	身分に関する証明手数料(郵送取扱い分) 【新規追加】	1件につき	200円	★300円 →400円
居住に関する証明	居住に関する証明手数料(郵送取扱い分を除く。)	1 件につき	200円	300円
	居住に関する証明手数料(郵送取扱い分) 【新規追加】	1件につき	200円	★300円 →400円
土地建物に関する証明	土地建物に関する証明手数料(郵送取扱い分を除く。)	1 件につき	200円	300円
	土地建物に関する証明手数料(郵送取扱い分) 【新規追加】	1件につき	200円	★300円 →400円
印鑑に関する証明	印鑑に関する証明手数料 (多機能端末機扱い分を除く。)	1 件につき	200円	300円
	印鑑に関する証明手数料 (多機能端末機扱い分) 【新規追加】	1 件につき	200円	200円

手数料を徴収する事項	手数料の名称	単 位	現行額	改定案額
住民基本台帳に関する証明	住民基本台帳に関する証明手数料（郵送取扱い分及び多機能端末機扱い分を除く。）	1 通につき	200円	300円
	住民基本台帳に関する証明手数料 （郵送取扱い分）	1 通につき	300円	400円
	住民基本台帳に関する証明手数料 （多機能端末機扱い分）【新規追加】	1 通につき	200円	200円
申請届書に関する証明	申請届書に関する証明手数料（郵送取扱い分を除く。）	1 件につき	200円	300円
	申請届書に関する証明手数料（郵送取扱い分）【新規追加】	1 件につき	200円	★300円 →400円
調査を要する事務の証明	調査を要する事務証明手数料（郵送取扱い分を除く。）	1 件につき	200円	300円
	調査を要する事務証明手数料（郵送取扱い分）【新規追加】	1 件につき	200円	★300円 →400円
その他の諸証明	その他の諸証明手数料 （郵送取扱い分を除く。）	1 件につき	200円	300円
	その他の諸証明手数料 （郵送取扱い分）【新規追加】	1 件につき	200円	★300円 →400円

【閲覧手数料】

手数料を徴収する事項	手数料の名称	現行額	改定案額
公簿の閲覧	公簿閲覧手数料（郵送取扱い分を除く。）	1冊につき 200 円 ただし、住民基本台帳に関するものの閲覧にあつては、1人 30 分以内 2,000 円とし、30 分を超える場合は、その超える 30 分以内ごとに 2,000 円を加える。	1冊につき 300 円 ただし、住民基本台帳に関するものの閲覧にあつては、1人 30 分以内 2,000 円とし、30 分を超える場合は、その超える 30 分以内ごとに 2,000 円を加える。
	公簿閲覧手数料（郵送取扱い分） 【新規追加】	1枚につき 200 円	1枚につき★300 円 →400 円
図面の閲覧	図面閲覧手数料	1枚につき 200 円	1枚につき 300 円

2. 調査検討事項第2号から第13号（第4号を除く） 施設使用料の改定案について

調査検討事項	施設名	施設等区分	使用区分	現行額	改定案額
第2号	生活・保健センター ※条例上の名称は「会議室2」	202 会議室※	9:00—12:00 【午前】	400 円	500 円
		202 会議室※	9:00—21:30 【全日】	1,500 円	1,600 円
		301 会議室※	9:00—12:00 【午前】	400 円	500 円
		301 会議室※	9:00—21:30 【全日】	1,500 円	1,600 円
		302 会議室※	9:00—12:00 【午前】	400 円	500 円
		302 会議室※	9:00—21:30 【全日】	1,500 円	1,600 円
		講 座 室	9:00—12:00 【午前】	1,200 円	1,500 円
		講 座 室	13:00—17:00 【午後】	1,600 円	2,000 円
		講 座 室	18:00—21:30 【夜間】	1,400 円	1,750 円
		講 座 室	9:00—21:30 【全日】	4,200 円	5,250 円
第3号	東 部 会 館	視 聴 覚 室	9:00—12:00 【午前】	1,000 円	1,400 円
		視 聴 覚 室	13:00—17:00 【午後】	1,200 円	1,650 円
		視 聴 覚 室	18:00—21:30 【夜間】	1,100 円	1,500 円
		視 聴 覚 室	9:00—21:30 【全日】	3,300 円	4,550 円
		ホ ー ル	9:00—12:00 【午前】	2,400 円	2,900 円
		ホ ー ル	13:00—17:00 【午後】	3,200 円	3,700 円
		ホ ー ル	18:00—21:30 【夜間】	2,800 円	3,300 円
		ホ ー ル	9:00—21:30 【全日】	8,400 円	9,900 円
第5号	南平駅西交流センター	会 議 室 1	9:00—13:00 【午前】	1,000 円	1,400 円
		会 議 室 1	13:00—17:00 【午後】	1,000 円	1,400 円
		会 議 室 1	17:00—21:00 【夜間】	1,000 円	1,400 円
		会 議 室 1	9:00—21:00 【全日】	3,000 円	4,200 円
		会 議 室 2	9:00—13:00 【午前】	300 円	450 円
		会 議 室 2	13:00—17:00 【午後】	300 円	450 円
		会 議 室 2	17:00—21:00 【夜間】	300 円	450 円
		会 議 室 2	9:00—21:00 【全日】	900 円	1,350 円
		和 室	9:00—13:00 【午前】	300 円	450 円
		和 室	13:00—17:00 【午後】	300 円	450 円
		和 室	17:00—21:00 【夜間】	300 円	450 円
		和 室	9:00—21:00 【全日】	900 円	1,350 円

調査検討事項	施設名	施設等区分	使用区分	現行額	改定案額
第6号	落川交流センター	交 流 室 洋 室	9:00—12:00【午前】	300円	450円
		交 流 室 洋 室	13:00—17:00【午後】	500円	700円
		交 流 室 洋 室	18:00—21:00【夜間】	300円	450円
		交 流 室 洋 室	9:00—21:00【全日】	1,100円	1,600円
		交 流 室 和 室	9:00—12:00【午前】	200円	300円
		交 流 室 和 室	13:00—17:00【午後】	300円	400円
		交 流 室 和 室	18:00—21:00【夜間】	200円	300円
		交 流 室 和 室	9:00—21:00【全日】	700円	1,000円
第7号	多摩平交流センター	集会室 3-1、3-2、3-3	9:00—12:00【午前】	400円	500円
		集会室 3-1、3-2、3-3	9:00—21:30【全日】	1,500円	1,600円
		集 会 室 4	9:00—12:00【午前】	600円	750円
		集 会 室 4	13:00—17:00【午後】	800円	1,050円
		集 会 室 4	18:00—21:30【夜間】	700円	900円
		集 会 室 4	9:00—21:30【全日】	2,100円	2,700円
第8号	新町交流センター	ホ ー ル	9:00—12:00【午前】	2,400円	2,900円
		ホ ー ル	13:00—17:00【午後】	3,200円	3,700円
		ホ ー ル	18:00—21:00【夜間】	2,400円	2,900円
		ホ ー ル	9:00—21:00【全日】	8,000円	9,500円
		会 議 室	9:00—12:00【午前】	500円	600円
		会 議 室	18:00—21:00【夜間】	500円	600円
		会 議 室	9:00—21:00【全日】	1,700円	1,900円
第9号	万願寺交流センター	多 目 的 室	9:00—12:00【午前】	200円	300円
		多 目 的 室	13:00—17:00【午後】	300円	450円
		多 目 的 室	18:00—21:00【夜間】	200円	300円
		多 目 的 室	9:00—21:00【全日】	700円	1,050円
		映 像 室	9:00—12:00【午前】	100円	200円
		映 像 室	13:00—17:00【午後】	200円	300円
		映 像 室	18:00—21:00【夜間】	100円	200円
		映 像 室	9:00—21:00【全日】	400円	700円

調査検討事項	施設名	施設等区分	使用区分	現行額	改定案額
第 10 号	平 山 交 流 セ ン タ ー	集 会 室 1・2・3	9：00—12：00【午前】	400 円	600 円
		集 会 室 1・2・3	13：00—17：00【午後】	500 円	700 円
		集 会 室 1・2・3	18：00—21：00【夜間】	400 円	600 円
		集 会 室 1・2・3	9：00—21：00【全日】	1,300 円	1,900 円
		練 習 室	9：00—12：00【午前】	500 円	650 円
		練 習 室	13：00—17：00【午後】	600 円	800 円
		練 習 室	18：00—21：00【夜間】	500 円	650 円
		練 習 室	9：00—21：00【全日】	1,600 円	2,100 円
第 11 号	男 女 平 等 推 進 セ ン タ ー	集 会 室 2	13：00—17：00【午後】	500 円	600 円
		集 会 室 2	18：00—21：30【夜間】	400 円	500 円
		集 会 室 2	9：00—21：30【全日】	1,300 円	1,500 円
第 12 号	発 達 ・ 教 育 支 援 セ ン タ ー	会 議 室	9：00—12：00【午前】	300 円	350 円
		会 議 室	13：00—17：00【午後】	400 円	500 円
		地 域 コ ミ ュ ニ テ ィ 室	9：00—12：00【午前】	300 円	350 円
		地 域 コ ミ ュ ニ テ ィ 室	13：00—17：00【午後】	400 円	500 円
第 13 号	セ ッ 塚 フ ァ ー マ ー ズ セ ン タ ー	多 目 的 室 1・2	9：00—12：30【午前】	900 円	1,250 円
		多 目 的 室 1・2	13：00—16：30【午後】	900 円	1,250 円
		多 目 的 室 1・2	9：00—16：30【全日】	1,800 円	2,500 円
		調 理 室	9：00—12：30【午前】	1,200 円	1,650 円
		調 理 室	13：00—16：30【午後】	1,200 円	1,650 円
		調 理 室	9：00—16：30【全日】	2,400 円	3,300 円

3. 調査検討事項第 4 号 日野市東部会館駐車場設定案について

場 所	料金体系
日野市東部会館駐車場	1 区画につき、1 時間以内は 100 円とし、1 時間を超えるものにつき 1 時間ごとに 100 円を加算した額。

V. 委員会

1. 委員会の開催経過

	日程	内容
第1回	令和元年5月24日	調査検討事項第1号 証明等手数料の改定案について
第2回	令和元年5月28日	調査検討事項第2号から第13号 施設使用料の改定案について
第3回	令和元年6月21日	報告書の作成

2. 委員名簿

敬称略五十音順 ◎委員長 ○職務代理

役 割	氏 名	区 分
	淡 野 浩	公募市民
	齊 藤 勇	公募市民
○	杉 崎 耕 一	有 識 者
	滝 澤 葉 子	公募市民
◎	谷 井 良	有 識 者
	宮 崎 寛 康	公募市民

資料編

【第 1 回会議資料】

調査検討事項 第 1 号 証明等手数料の改定案について

1 見直しの経過

日野市手数料、使用料等の見直し基準（平成 30 年 9 月策定）（以下「見直し基準」という。）に基づき、一部を除き平成 15 年度以降見直しを行なっていなかった証明発行等手数料及び閲覧手数料について次の手順で見直しを行い、改定が必要であると判断しました。

見直し基準 25 ページ【個別の手数料見直し手順 フロー図】に基づき、日野市手数料、使用料等検討委員会に対し、調査検討を依頼いたします。

【手順】

- ①原価の算出…各手数料について、人件費、消耗品費等について交付等に伴う 1 件あたりの原価を算出した。
- ②基準額の算出…原価×利用者負担割合（100％）により基準額（単価）を算出するとともに、改定上限額（激変緩和）を踏まえて改定額（案）とした。（見直し基準 22 ページ～）
- ③東京 26 市間の比較を行った。

2 調査検討事項として市長が依頼する手数料の改定額(案)とその概略

日野市手数料条例のうち、証明手数料及び閲覧手数料

（１）手数料の名称（手数料条例別表）

	事項	手数料の名称
1	租税公課に関する手数料	租税公課に関する証明手数料
2	身分に関する証明	身分に関する証明手数料
3	居住に関する証明	居住に関する証明手数料
4	土地建物に関する証明	土地建物に関する証明手数料
5	印鑑に関する証明	印鑑に関する証明手数料
6	住民基本台帳に関する証明	住民基本台帳に関する証明手数料
7	申請届出に関する証明	申請届出に関する証明手数料
8	調査を要する事務証明	調査を要する事務証明手数料
9	公簿の閲覧	公簿の閲覧手数料
10	図面の閲覧	図面の閲覧手数料

（２）改定額案の内容と理由（根拠）

基準額及び 26 市の状況に基づき検討した結果、証明発行等手数料は、「特定の者に提供する役務に対して派生した事務に要する経費であり、その経費は原則的に利用者が全額負担することが妥当である」（見直し基準 22 ページ）との考え方から基本的に一律 1 件 200 円となっているものを①から⑤に改定したい。原価から積算する基準額は 1 円単位であるが、26 市の状況を踏まえ、100 円単位での改定案とした。

項目	改定額(案)	根拠(理由)
① 窓口申請での交付	1 件あたり 200 円→300 円にする	○算定した基準額 ○改定上限額 ○26 市の状況 (資料 2 26 市比較)
②-1 住民票等の郵送申請での交付	1 件あたり 300 円→400 円にする。	
②-2 その他の郵送申請での交付	1 件あたり 200 円→400 円にする。 ただし、今回改定するのは 200 円→300 円とし、2 年間の猶予期間を経て、300 円→400 円に段階的に郵送請求額の一本化を図る。 【現行額 200 円の場合の改定上限額(激変緩和)は 300 円(200 円×改定上限率 1.5 倍)であるため】 4 年後の見直し期間まで待つには基準額との乖離が大きい。	
③ コンビニ(多機能端末機)での交付	1 件あたり 200 円に据え置く。	○マイナンバーカードを所持していることが前提のため、低迷する個人番号カードの申請者を増加誘導策 ○窓口への集中緩和策
④ 公簿の閲覧、図面の閲覧	1 件あたり 200 円→300 円	○算定した基準額 ○改定上限額 ○26 市の状況 (資料 2 26 市比較)
⑤ 公簿の閲覧(郵送)	1 件あたり 200 円→400 円 ただし、今回改定するのは 200 円→300 円とし、2 年間の猶予期間を経て、300 円→400 円に段階的に郵送請求額の統一化を図る。 【現行額 200 円の場合の改定上限額(激変緩和)は 300 円(200 円×改定上限率 1.5 倍)であるため】 4 年後の見直し期間まで待つには基準額との乖離が大きい。	

(3)改定額案の詳細

調査検討事項第 1 号資料 1	改定案と基準額算定表
調査検討事項第 1 号資料 2	各種証明書交付及び閲覧手数料 26 市金額(平成 30 年度現在)
調査検討事項第 1 号資料 3	日野市手数料条例
調査検討事項第 1 号資料 4	該当手数料件数と財政影響額について

3 消費税に関する考え方

地方公共団体が徴収する行政手数料等に係る役務の提供は非課税取引となるため、消費税は課税しない。(消費税法別表第1-5、消費税基本通達6-5-1)

また、本改正案を算出した際に積算に用いた消耗品費等は消費税率8%課税が反映された額による市の支出額(平成29年度決算額)であるため、令和元年10月に予定されている消費税率10%課税額を反映したものではない。

4 減免の考え方

手数料条例の減免規定の変更は予定していない。ただし、マイナンバーカードによるコンビニでの交付の場合は、減額、免除の申請ができないシステムであるため、日野市手数料条例第6条(減額又は免除)にコンビニ交付の場合の減額、免除の適用除外項目を追加する。

5 改定を予定しない項目

今回見直しを行わなかった手数料は以下のとおり。理由は、各法令等の改正の時期に適宜改正を検討すべきものであるため。

(1) 日野市手数料条例第6条別表に記載された手数料

- ①狂犬病予防法関係事務
- ②建築基準法関係事務
- ③長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係事務
- ④都市の低炭素化の促進に関する法律関係事務
- ⑤マンションの建替え等の円滑化に関する法律関係事務
- ⑥建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係事務
- ⑦密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律関係事務
- ⑧戸籍法関係事務
- ⑨道路運送車両法関係事務
- ⑩社会福祉法第22条の規定により設立された社会福祉法人に関する事務
- ⑪租税特別措置法関係事務
- ⑫東京都屋外広告物条例関係事務
- ⑬東京都都民の健康と安全を確保する環境に関する条例関係事務

(2) 手数料条例以外の条例に規定されている手数料

個々の状況により定期的に見直すこととする。

6 今回の改定案証明手数料の過去の改定状況とその理由

施 行	改正項目	内 容	改定理由
平成 15 年 8 月	証明手数料等 11 項目改正	150 円→200 円	住基ネット広域化のために他市の状況を踏まえた見直し。
平成 23 年 4 月	自動交付機交付	自動交付機交付 200 円→150 円	自動交付機交付導入のため（自動交付機利用促進策として窓口での料金より抑えた金額への変更
	郵送申請交付 （住民票等のみ）	郵送申請 200 円→300 円	コスト、他市の状況を踏まえた金額改定
【参考】 平成 28 年 1 月	個人番号カード再発行	新規 500 円	H27. 4. 17 付 総務省自治行政局 住民制度課 事務連絡で示された カード作成経費の額とする。
	通知カード再発行	新規 800 円	

7 今後のスケジュール(案)

本委員会の調査検討結果を踏まえて最終的に市の方針を決定し、改定が必要であると市長が判断、決定した場合に、手数料条例を改正する条例(案)を議会上程し、ご審議いただきます。可決された場合は、3 か月以上の周知期間を持って施行する予定です。

8 周知方法(案)

広報、ホームページ、所管部署窓口掲示、郵送申請者への事前お知らせ文の同封などを想定しています。

調査検討事項事項第1号資料1 改定(案)と基準額算出表															
【証明等交付】								基準額=原価×利用者負担割合100%			※1枚あたりは算定不能のため0円				
手数料を徴収する事項	手数料の名称 特に記載のないものは 「窓口請求による交付」 である。	単位	現行額 (円)	改定(案) (円)	現行額と 改定(案) との乖離 (円)	状況	改定上限 額(円) 現行額× 改定上限 率(1.5)	基準額(円) 原価 (A+B+C+D+E)× 100% (1円未満切り上げ)	人件費		物件費				主たる証明 等発行所 管課
									A 正規職員 人件費 (円)	交付に要 する平均 的な時間 (分) ①内正規 職員に要 する時間	B 消耗品費 (円)	C※ 備品費 (円)	D 保守・ リース (円)	E 窓口業務委 託料(円) 交付に要 する時間から試 算	
租税公課に関する証明	租税公課に関する証明手数料 (窓口扱い分)	1件につき	200	300	100	増額	300	456	146	10 (2)	2.4	0	34.8	273.3	市民窓口課
	租税公課に関する証明手数料 (多機能端末機扱い分)	1件につき	200	200	0	不変	300	1,453	0	0	0.0	0	1453.8	0	市民窓口課
	租税公課に関する証明手数料 (郵送扱い分)	1件につき	200	400	200	増額	300	1,851	1,132	35.5 (15.5)	1.9	0	34.8	683.3	市民窓口課
身分に関する証明	身分に関する証明手数料	1件につき	200	300	100	増額	300	514	146	10 (2)	2.4	0	92.7	273.3	市民窓口課
居住に関する証明	居住に関する証明手数料 (窓口扱い分)	1件につき	200	300	100	増額	300	456	146	10 (2)	2.4	0	34.8	273.3	市民窓口課
	居住に関する証明手数料 (郵送扱い分)	1件につき	200	400	200	増額	300	1,851	1,132	35.5 (15.5)	1.9	0	34.8	683.3	市民窓口課
土地建物に関する証明	土地建物に関する証明手数料 (窓口扱い分)	1件につき	200	300	100	増額	300	1,433	730	29.5	2.4	0	34.8	666.3	市民窓口課
	土地建物に関する証明手数料 (郵送扱い分)	1件につき	200	400	200	増額	300	1,851	1,132	35.5 (15.5)	1.9	0	34.8	683.3	市民窓口課
印鑑に関する証明	印鑑に関する証明手数料 (窓口扱い分)	1件につき	200	300	100	増額	300	341	110	7 (15)	2.4	0	42.1	187.9	市民窓口課
	印鑑に関する証明手数料 (多機能端末機扱い分)	1件につき	200	200	0	不変	300	1,453	0	0	0	0	1453.8	0	市民窓口課
住民基本台帳に関する証明	住民票等の写しの交付手数料 (窓口扱い分)	1通につき	200	300	100	増額	300	456	146	10 (2)	2.4	0	34.8	273.3	市民窓口課
	住民票等の写しの交付手数料 (多機能端末機扱い分)	1通につき	200	200	0	不変	300	1,453	0	0	0	0	1453.8	0	市民窓口課
	住民票等の写しの交付手数料 (郵送扱い分)	1通につき	300	400	100	増額	450	731	183	17.5 (2.5)	1.9	0	34.8	512.5	市民窓口課
申請届書に関する証明	申請届書に関する証明手数料 (窓口扱い分)	1件につき	200	300	100	増額	300	456	146	10 (2)	2.4	0	34.8	273.3	市民窓口課
	申請届書に関する証明手数料 (郵送扱い分)	1件につき	200	400	200	増額	300	789	183	17.5 (2.5)	1.9	0	92.7	512.5	市民窓口課
調査を要する事務の証明	調査を要する事務証明手数料	1件につき	200	300	100	増額	300	731	730	10 (10)	1	0	0	0	建築指導課
その他の諸証明	その他の諸証明手数料 (窓口扱い)	1件につき	200	300	100	増額	300	456	146	10 (2)	2.4	0	34.8	273.3	市民窓口課
	その他の諸証明手数料 (郵送扱い分)	1件につき	200	400	200	増額	300	731	183	17.5 (2.5)	1.9	0	34.8	512.5	市民窓口課
公簿の開覧	公簿開覧手数料 (窓口扱い)	1冊につき	200	300	100	増額	300	366	365	5 (5)	1.4	0	0	0	資産税課
	公簿開覧手数料 (郵送扱い)	1件につき	200	400	200	増額	300	1,826	1,825	15 (15)	1.4	0	0	0	資産税課
図面の開覧	図面開覧手数料	1件につき	200	300	100	増額	300	1,050	730	10 (10)	88.4	0	232	0	建築指導課

調査検討事項第1号 資料2 各種証明書等交付及び閲覧手数料26市金額（平成30年度現在）																
単位：円／1通、1件あたり																
市制施行順	租税公課に関する証明 （課税非課税証明）			住民票写 （全部／一部）			記載事項証明		戸籍附票			印鑑証明		課税台帳（名寄帳） 閲覧手数料		市制施行順
市 名	窓口	郵送	コンビニ 交付	窓口	郵送	コンビニ 交付	窓口	郵送	窓口	郵送	コンビニ 交付	窓口	コンビニ 交付	窓口	郵送	市 名
八王子市	200	300		200	300		200	300	200	300		200		200	200	八王子市
立川市	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200		200	200			立川市
武蔵野市	300	300	200	300	400	200	300	400	300	300	200	300	200	300	300	武蔵野市
三鷹市	300	400	200	300	400	200	300	400	300	400	200	300	200	300	400	三鷹市
青梅市	300	400	200	300	400	200	300	400	300	400	200	300	200	300	400	青梅市
府中市	250	400	250	250	400	250	250	400	250	400	250	250	250	250	400	府中市
昭島市	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200		200	200	200	200	昭島市
調布市	200	200		200	300		200	200	200	300		200		200	200	調布市
町田市	300	300	150	300	300	150	300	300	300	300		300	150	300	300	町田市
小金井市	300	400		300	400	200	300	400	300	400		300	200	300	400	小金井市
小平市	250	250		250	250		250	250	250	300		250		250	250	小平市
日野市	200	200	200	200	300	200	200	300	200	300		200	200	200	200	日野市
東村山市	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300		200	200	東村山市
国分寺市	300	300	200	300	300	200	300	300	300	300	200	300	200	300	300	国分寺市
国立市	200	200	200	200	300		200	300	200	300		200		200	200	国立市
福生市	200	300	200	200	300	200	200	200	200	300	200	200	200	200	200	福生市
狛江市	300	300	200	300	400	200	300	400	300	400		300	200	200	200	狛江市
東大和市	300	300	200	300	400	200	300	400	300	300	150	300	150	300	300	東大和市
清瀬市	300	300		300	300		300	300	300	300		300		300	300	清瀬市
東久留米市	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300		300	300	300	300	東久留米市
武蔵村山市	300	400	300	300	400	300	300	400	300	400	300	300	300	300	400	武蔵村山市
多摩市	300	300		300	300		300	300	300	300		300		300	300	多摩市
稲城市	200	200	200	200	200		200	200	200	200		200		200	200	稲城市
羽村市	200	200	200	200	400		200	400	200	400		200				羽村市
あきる野市	200	200	200	200	200		200	200	200	200		200		300	300	あきる野市
西東京市	300	300	200	300	300	200	300	300	300	300	200	300	200	300	300	西東京市
平均金額	258	287	215	258	317	218	258	310	258	312	220	258	209	258	281	平均金額
日野市	200	200	200	200	300	200	200	300	200	300	—	200	200	200	200	日野市
改定(案)	300	400	200	300	400	200	300	400	300	400	—	300	200	300	400	日野市
400円の市	0	●5	0	0	●9		0	●9	0	●7	0	0	0	0	●5	400円の市
300円の市	●14	12	3	●14	△12	3	●14	△10	●14	△14	2	●14	2	●13	9	300円の市
250円の市	2	1	1	2	1	1	2	1	2	0	1	2	1	2		250円の市
200円の市	△10	△8	△●15	△10	4	△●12	△10	6	△10	5	6	△10	△●11	△9	△9	200円の市
150円の市	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	2	0	0	150円の市
合計	26	26	20	2	5	5	2	7	2	5	10	2	5	2	9	合計
八王子市	郵送はH30年10月より300円										※郵送はなし 空欄の市は無料					
町田市	コンビニは2021年4月1日以降は200円															
福生市	※平成31年4月1日付で福生市手数料条例の改正を予定しており、現行200円のは300円に、現行300円のは400円に改訂予定です。なお、「住宅用家屋証明書」は、1300円に据置き、コンビニ交付のものは、200円に据置きとします。															

上記表中の表記
 太字は26市中一番数が多い金額とその市の数
 数字前の△は、日野市の現在の金額金額
 数字前の●は、日野市の改定額(案)金額

關於調查報告第1項第4款該當手續案件數及財政影響額について

平成29年度実績件数

内訳				300円 決算額 300円×件数	
総件数	(200円) 件数	(300円) 件数		200円 決算額 200円×件数	300円 決算額 300円×件数
税務関係手数料	967	967	0	193,400	0
税務関係手数料	1,684	1,684	0	336,600	0
税務関係手数料	477	477	0	95,400	0
税務関係手数料	52,591	52,591	0	10,518,200	0
市営窓口課	88,402	88,402	6,832	17,680,400	204,960
市営窓口課	56,212	56,212	1,252,400	0	0
市営窓口課	7,505	7,505	1,388	0	16,400
市営窓口課	34	34	0	6,500	0
市営窓口課	985	985	0	197,000	0
市営窓口課	9	9	0	1,800	0
市営窓口課	1	1	0	200	0
市営窓口課	7,976	7,976	0	1,595,200	0
市営窓口課	98	98	0	19,600	0
市営窓口課	764	764	0	152,800	0
市営窓口課	1,047	1,047	0	209,400	0
合計	225,585	217,365	8,220	43,473,000	2,466,000
総計a				45,939,000	

平成29年度の現状実績(案)により改正した場合の決算想定額				300円 決算額 300円×件数	
総件数	(200円) 件数	(300円) 件数		200円 決算額 200円×件数	300円 決算額 300円×件数
税務関係手数料	967	962	5	288,600	0
税務関係手数料	1,684	1,364	320	409,200	0
税務関係手数料	477	446	31	133,650	0
税務関係手数料	52,591	48,555	2,141	14,656,500	319,000
市営窓口課	88,402	81,998	0	24,399,400	0
市営窓口課	56,212	50,075	0	15,022,500	0
市営窓口課	7,505	6,117	0	18,351,000	0
市営窓口課	34	34	0	10,200	0
市営窓口課	985	985	0	295,500	0
市営窓口課	9	9	0	2,700	0
市営窓口課	1	1	0	300	0
市営窓口課	7,976	7,976	0	2,392,800	0
市営窓口課	98	98	0	29,400	0
市営窓口課	764	764	0	29,200	0
市営窓口課	1,047	1,047	0	31,400	0
合計	225,585	200,732	2,497	60,219,600	3,288,000
総計b				64,256,700	

b-a	18,317,700
-----	------------

郵送を200円→400円とした場合
車両に平成29年度の現状実績におよぼす分

郵送を200円→400円とした場合 車両に平成29年度の現状実績におよぼす分				300円 決算額 300円×件数	
総件数	(200円) 件数	(300円) 件数		200円 決算額 200円×件数	300円 決算額 300円×件数
税務関係手数料	967	962	5	288,600	0
税務関係手数料	1,684	1,364	320	409,200	0
税務関係手数料	477	446	31	133,650	0
税務関係手数料	52,591	48,555	2,141	14,656,500	319,000
市営窓口課	88,402	81,998	0	24,399,400	0
市営窓口課	56,212	50,075	0	15,022,500	0
市営窓口課	7,505	6,117	0	18,351,000	0
市営窓口課	34	34	0	10,200	0
市営窓口課	985	985	0	295,500	0
市営窓口課	9	9	0	2,700	0
市営窓口課	1	1	0	300	0
市営窓口課	7,976	7,976	0	2,392,800	0
市営窓口課	98	98	0	29,400	0
市営窓口課	764	764	0	29,200	0
市営窓口課	1,047	1,047	0	31,400	0
合計	225,585	200,732	2,497	60,219,600	3,288,000
総計c				64,506,449	

c-a	18,567,449
-----	------------

c-b	249,749
-----	---------

資料 2－1 施設使用料見直しと改定額案積算の考え方

1. 改定上限額の設定

(例)

A 施設はコスト計算の結果 10.0 円/㎡/時間 となった。

A 施設の B 貸室 (床面積 50 ㎡) の部屋を 3 時間 (午前 9:00 から 12:00) 借りる場合、その現行の使用料が 300 円とします。

【見直し手順】

- ① 原価は、 $10.0 \text{ 円} \times 50 \text{ ㎡} \times 3 \text{ 時間} = 1,500 \text{ 円}$
- ② 利用者負担額が 50% の施設なので、
- ③ 基準額は、 $1,500 \text{ 円} \times 50\% = 750 \text{ 円}$
- ④ 現行額 300 円と基準額 750 円を比較する。 $300 \text{ 円} \Leftrightarrow 750 \text{ 円}$
- ⑤ 基準額が現行額の 2.5 倍 になってしまう。 ($750 \text{ 円} \div 300 \text{ 円} = 2.5$)

基準 P 17 の改定上限率表に当てはめると現行額が 300 円の場合の改定上限率は 1.5 倍。

- ⑥ 改定上限額は、現行額 300 円 $\times$ 改定上限率 1.5 倍 $= 450 \text{ 円}$

現行額	基準額	改定上限額
300 円	750 円	450 円

- ⑦ この場合は、改定額案を 450 円とした。
300 円 $\Rightarrow$ 450 円

2. 適正額かどうかの判断

その他、現行額が、改定上限額以内の場合は、基準額の 80% から 120% の枠内に現行額が入っている場合は、適正額であると判断した。

例：基準額 750 円の場合

基準額の 80% から 120% の額	
$750 \text{ 円} \times 80\%$	$750 \text{ 円} \times 120\%$
600 円	900 円

- 現行額が、600 円以上 900 円以下の範囲内であった場合
⇒ 適正額である。⇒ 改定 (案) は設定しない。
- 現行額が、600 円以上 900 円以下の範囲外であった場合
⇒ 改定額 (案) を設定。

この場合の改定額案の決め方は、

- ① 改定上限額以下であること。
 - ② 基準額 (50 円未満切捨て) と同額程度であること。
 - ③ 当該室の午前、午後、夜間の使用料の時間と金額の割合等
- ①～③を勘案して個別に改定案を設定しました。

日南市生涯・保健センター・日南市東部会館・日南市立支援センター（6歳）資料

各施設の特徴と対応等の一覧表

施設名	生活・保健センター	東部会館	南平駅西	落川	多歳平	新町	万願寺	平山	
施設外観及び施設区分 (赤太字が料金改定予定の部屋)									
	4階建 集客室(91.1㎡) 女性更衣室(12.0㎡) 202多歳室(40.46㎡) 301多歳室(39.85㎡) 302多歳室(39.43㎡) 303多歳室(113.71㎡) 練習室(309.9㎡)	3階建 集客室(1.2(各25.65㎡)) 第一多歳室(105.81㎡) 第二多歳室(105.81㎡) 練習室(271.5㎡) ホール(21.5㎡) 料理実習室(99.16㎡) ホール(248.7㎡) ホール(516㎡)	2階建 多歳室(44.41㎡) 女性更衣室(12.0㎡) 練習室(268.8㎡) 調理実習室(268.8㎡)	2階建 多歳室(44.41㎡) 女性更衣室(12.0㎡) 練習室(268.8㎡) 調理実習室(268.8㎡)	地上4階、地下1階建 集客室(7.5・3・3・3(各40.3㎡)) 第一多歳室(105.81㎡) 第二多歳室(105.81㎡) 練習室(271.5㎡) 集客室(591.7㎡) 集客室(6169.5㎡) 調理室(351㎡)	都営住宅(5階建) 1階・2階建 ホール(292㎡) 和室(279.9㎡) 多歳室(12.0㎡) 多歳室(171㎡) 練習室(171㎡)	地上1階建 和室(279.9㎡) 多歳室(12.0㎡) 和室1・各(12.4㎡) 大ホール(148.2㎡) 小ホール(115.8㎡)	地上1階建 和室(279.9㎡) 多歳室(12.0㎡) 和室1・各(12.4㎡) 大ホール(148.2㎡) 小ホール(115.8㎡)	平山香蓮ふれあい館(3階建) 2階・3階部分 多歳室(12.0㎡) 多歳室(171㎡) 練習室(171㎡)
所在地	日野木町1丁目1番地の2	石田1丁目11番地の1	平山4丁目18番地の1 山アハート6号棟(1階)	落川1400番地	多歳平2丁目9番地	新町1丁目13番地	万願寺4丁目20番地の12	平山5丁目18番地の2	
構造・規模・面積	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上4階・地下1階建 延床面積959.17㎡(うち2529.00㎡が賃借部分)	鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄筋コンクリート造 地上3階・地下1階建 延床面積231.50㎡	鉄骨コンクリート造 地上6階建(うち1階の一部) 延床面積347.00㎡	鉄骨コンクリート造 地上2階建 延床面積405.00㎡	鉄骨コンクリート造 地上4階、地下1階建(うち2階の一部及び5階の一部) 延床面積381.79㎡(うち530.90㎡)	鉄骨コンクリート造 地上5階建(うち1階の一部) 延床面積489.00㎡	鉄骨コンクリート造 地上1階建 延床面積347.02㎡	鉄骨コンクリート造 地上3階建(うち2階の一部及び5階) 延床面積974.30㎡	鉄骨コンクリート造 地上3階建(うち2階の一部及び5階) 延床面積974.30㎡
建築時期	昭和63年2月	平成元年8月	平成12年 (開設は平成15年5月)	昭和35年7月 (開設は平成16年5月)	平成16年3月 (開設は平成17年9月)	平成14年 (開設は平成16年9月)	平成15年11月 (開設は平成17年4月)	平成14年 (開設は平成16年9月)	
利用の特徴	①一般利用のみ	①登録団体による利用 ②一般利用	①運営委員会登録による利用 ②一般利用	①運営委員会登録による利用 ②一般利用	①一般利用のみ	①一般利用のみ	①一般利用 ②子育てひろばでの利用	①一般利用 ②自治会・老人会・青年会の利用	
平均稼働率(過去3年間)	H27 57.5% H28 57.1% H29 59.5%	H27 50.9% H28 51.0% H29 50.0%	H27 42.6% H28 45.5% H29 52.2%	H27 44.3% H28 43.6% H29 40.2%	H27 64.7% H28 67.8% H29 68.8%	H27 68.5% H28 68.7% H29 65.0%	H27 74.5% H28 77.1% H29 84.1%	H27 52.1% H28 55.0% H29 55.0%	
利用件数・利用人数	H27 3,629件 61,687人 H28 3,578件 51,683人 H29 3,878件 52,164人	H27 3,290件 48,410人 H28 3,285件 46,507人 H29 3,226件 46,988人	H27 1,379件 22,271人 H28 1,498件 22,650人 H29 1,887件 20,256人	H27 1,438件 12,486人 H28 1,410件 12,219人 H29 1,498件 14,280人	H27 4,621件 66,019人 H28 4,818件 65,101人 H29 4,328件 68,005人	H27 3,678件 48,232人 H28 3,678件 46,361人 H29 3,450件 45,743人	H27 2,419件 21,228人 H28 2,484件 20,653人 H29 2,710件 22,188人	H27 5,018件 47,175人 H28 5,318件 51,688人 H29 5,318件 50,060人	
有料化	開館時(昭和63年)より有料	開館時(平成元年)より有料	平成25年4月1日より有料	平成25年4月1日より有料	平成25年4月1日より有料	平成23年4月1日より有料	平成25年4月1日より有料	平成23年4月1日より有料	
予約システム導入	平成26年4月1日より導入	平成26年4月1日より導入	平成27年4月1日より導入	平成27年4月1日より導入	平成27年4月1日より導入	平成27年4月1日より導入	平成27年4月1日より導入	平成27年4月1日より導入	
特色	・生涯センター(賃借部分と健康センター(相談など)に分かれている。 ・車は温水プールがあったが、今は、レーニンジウムになっている。	・市内で唯一の温水プールがある施設 ・市営で唯一の温水プールがある施設	・都営住宅との複合施設 ・運営委員会がある。	・以前は千代田区の施設だったが平成23年4月23日に売買で取得した。 ・運営委員会がある。	・駐車場(有料)がある。 ・駅から近い。 ・利用件数・人数共に1番多い。 ・利用者を対象としたイベントなど、自由利用ができる。 ・国庫、都営住宅、児童センター、児童館などの複合施設。	・駅から近い。 ・都営住宅との複合施設。 ・交流センターの中では多摩平に次いで利用件数・人数共に多い。	・子育てひろばがあり、専任児童の活用が多い。 ・都営住宅との複合施設。 ・交流センターの中では多摩平に次いで利用件数・人数共に多い。	・図書館、子ども家庭支援センターとの複合施設。 ・平山地区公園のすぐ目の前。	
A. 平成29年度収入額	4,082,050円	3,915,950円	932,200円	225,400円	4,388,100円	3,459,600円	384,100円	3,983,100円	
B.: 令和2年度収入見込額 (H29と同一件数とする)	4,135,382円	4,576,169円	1,327,569円	403,988円	4,612,674円	3,947,900円	470,109円	4,450,242円	
B-A: 差分(令和2年度-平成29年度)	53,312円	660,619円	395,369円	78,588円	224,574円	488,300円	106,009円	467,142円	
収入増加率(B-A)/A%	1.3%	16.8%	42.4%	24.2%	5.1%	14.1%	29.1%	12.3%	
収入増加見込額: 令和2年度収入見込額 23,924,023円 - 平成29年度収入額 21,430,100円 = 2,493,923円									

調査検討事項第2号

日野市生活・保健センター施設使用料の改定案について【所管部署：企画部地域協働課】

1 施設概要

名称	日野市生活・保健センター
所在地	日野市日野本町1丁目6番地の2
施設規模	・構造：鉄骨鉄筋コンクリート造 ・規模：地上4階、地下1階建 ・該当施設床面積：2,529.00 m ² ・延床面積：5,059.17 m ² ※施設区分ごとの面積は別紙②「現行額及び改定予定額」のとおり
建築時期	昭和63年2月
開館時間	午前9時から午後9時30分まで
休館日	毎週月曜日（月曜日が休日の場合、その翌日） 年末年始（12月29日から翌1月3日まで）
管理方法	直営による管理（管理及び受付を日野市シルバーセンターに委託）

2 施設利用状況（平成27～29年度）

下記【資料1】のとおり

3 維持管理経費概算（平成27～29年度の平均維持管理経費）

日野市生活・保健センター	年間維持管理経費	49,628,817 円
	施設等総床面積	2529.00 m ²
	年間利用可能時間	3,255 時間
	1 m ² あたり1時間あたり単価	6.0 円/m ² ・時間
	防音室1 m ² あたり1時間あたり単価（×1.5 補正）	9.0 円/m ² ・時間
日野市立万願寺交流センター（代入数値）	1 m ² あたり1時間あたり単価	8.9 円/m ² ・時間
	防音室1 m ² あたり1時間あたり単価（×1.5 補正）	13.3 円/m ² ・時間

4 今までの使用料改定の履歴

見直し、改定を行ったことがない。

5 現行額及び改定予定額

下記【資料2】のとおり

利用者負担割合 50%施設→

「日野市手数料、使用料等の見直し基準」P6～P7「C グループ」：民間代替性・競合性は低い。市民利用は選択的だが地域的にも広域的にもA・Bよりも多くの市民に多様に利用される。

6 見直し理由（考え方、ポイント）

①日野市手数料、使用料等の見直し基準に基づく積算結果

②開設当初（昭和63年）から見直しをしていない。

以上のことから、【資料2】の改定予定額のとおり改正するのが適当であると考えます。

7 その他 日野市生活・保健センター（貸室）の利用状況（H27～H29 平均）

①利用件数 年間約3,600件 ②利用人数 約5万5千人

③主な利用方法 会議・卓球・バドミントン・体操・ダンス・絵画・音楽・踊り・フラワーアレンジメント等

④稼働率 約58%

8 今後のスケジュール（案）

本委員会の調査検討結果を踏まえて最終的に市の方針を決定し、改定が必要であると市長が判断、決定した場合に、施設設置条例を改正する条例（案）を議会上程し、ご審議いただきます。可決された場合は、3 か月以上の周知期間を持って施行する予定です。

【資料 1（生活・保健センター）】

施設使用状況（生活・保健センター）							
		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		利用件数(件)	稼働率(%)	利用件数(件)	稼働率(%)	利用件数(件)	稼働率(%)
集会室		602	77.1	563	72.8	561	74.3
会議室	201	449	48.8	467	51.0	483	54.1
	202	593	64.4	519	56.7	547	60.5
	301	548	59.5	531	58.0	522	57.6
	302	431	46.8	380	41.5	380	41.9
講座室		408	44.3	403	44.0	398	44.2
練習室		594	64.5	662	72.3	704	76.9
計		3,625	57.5	3,576	57.1	3,678	59.5
利用人数(人)		61,687		51,693		61,687	
※稼働率=利用件数÷利用可能件数×100(%)							

【資料2（生活・保健センター）】

現行額及び改定予定額（生活・保健センター）※利用者負担割合50%

施設等区分 (面積)	使用区分	時間	現行額 (円) (A)	改定額(案) (B)(円)	現行額と 改定予定額 の差(A-B)(円)	改定割合 (B-A)/A× 100
集会室 (210.1㎡)	9:00～12:00 【午前】	3時間	2,400	改定予定 無し		
	13:00～17:00 【午後】	4時間	3,200			
	18:00～21:30 【夜間】	3時間30分	2,800			
	9:00～21:30 【全日】		8,400			
201会議室 (60.39㎡)	9:00～12:00 【午前】	3時間	700	改定予定 無し		
	13:00～17:00 【午後】	4時間	900			
	18:00～21:30 【夜間】	3時間30分	800			
	9:00～21:30 【全日】		2,400			
202会議室 (40.46㎡)	9:00～12:00 【午前】	3時間	400	500	100	25%
	13:00～17:00 【午後】	4時間	600	改定予定 無し		
	18:00～21:30 【夜間】	3時間30分	500	改定予定 無し		
	9:00～21:30 【全日】		1,500	1,600	100	7%
301会議室 (39.85㎡)	9:00～12:00 【午前】	3時間	400	500	100	25%
	13:00～17:00 【午後】	4時間	600	改定予定 無し		
	18:00～21:30 【夜間】	3時間30分	500	改定予定 無し		
	9:00～21:30 【全日】		1,500	1,600	100	7%
302会議室 (39.63㎡)	9:00～12:00 【午前】	3時間	400	500	100	25%
	13:00～17:00 【午後】	4時間	600	改定予定 無し		
	18:00～21:30 【夜間】	3時間30分	500	改定予定 無し		
	9:00～21:30 【全日】		1,500	1,600	100	7%
講座室 (113.71㎡)	9:00～12:00 【午前】	3時間	1,200	1,500	300	25%
	13:00～17:00 【午後】	4時間	1,600	2,000	400	25%
	18:00～21:30 【夜間】	3時間30分	1,400	1,750	350	25%
	9:00～21:30 【全日】		4,200	5,250	1,050	25%
練習室 (防音室 補正) (30.97㎡)	9:00～12:00 【午前】	3時間	500	改定予定 無し		
	13:00～17:00 【午後】	4時間	700			
	18:00～21:30 【夜間】	3時間30分	600			
	9:00～21:30 【全日】		1,800			

調査検討事項第3号

日野市東部会館施設使用料の改定案について【所管部署：企画部地域協働課】

1 施設概要

名称	日野市東部会館
所在地	日野市石田 1 丁目 11 番地の 1
施設規模	・構造：鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄筋コンクリート造 ・規模：地上 3 階、地下 1 階建 ・建築面積：782.11 m² ・延床面積：2,311.50 m² ※施設区分ごとの面積は【資料 2】「現行額及び改定予定額」のとおり
建築時期	平成元年 8 月
開館時間	午前 9 時から午後 9 時 30 分まで
休館日	毎週月曜日（月曜日が休日の場合、その翌日） 年末年始（12 月 29 日から翌 1 月 3 日まで）
管理方法	平成 18 年度より指定管理者制度導入（地方自治法第 244 条の 2） 指定管理者名：株式会社 日野市企業公社

2 施設利用状況（平成 27～29 年度）

下記【資料 1】のとおり

3 維持管理経費概算（平成 27～29 年度の平均維持管理経費）

日野市東部会館	年間維持管理経費	96,374,161 円
	施設等総床面積	2311.50 m ²
	年間利用可能時間	3,255 時間
	1 m ² あたり 1 時間あたり単価	12.8 円/m ² ・時間
	防音室 1 m ² あたり 1 時間あたり単価（×1.5 補正）	19.2 円/m ² ・時間
	調理室 1 m ² あたり 1 時間あたり単価（×2.0 補正）	25.6 円/m ² ・時間
日野市立万願寺交流センター（代入数値）	1 m ² あたり 1 時間あたり単価	8.9 円/m ² ・時間
	防音室 1 m ² あたり 1 時間あたり単価（×1.5 補正）	13.3 円/m ² ・時間
	調理室 1 m ² あたり 1 時間あたり単価（×2.0 補正）	17.8 円/m ² ・時間

4 今までの使用料改定の履歴

見直し、改定を行ったことがない

5 現行額及び改定予定額

下記【資料 2】のとおり

利用者負担割合 50%施設

→ 「日野市手数料、使用料等の見直し基準」P6～P7「C グループ」

民間代替性・競合性は低い。市民利用は選択的だが地域的にも広域的にも A・B よりも多くの市民に多様に利用される。

6 見直し理由（考え方、ポイント）

①日野市手数料、使用料等の見直し基準に基づく積算結果

②開設当初（平成元年）から見直しをしていない。

以上のことから、【資料 2】の改定予定額のとおり改正するのが適当であると考えます。

7 その他 日野市東部会館（貸室）の利用状況（H27～H29 平均）

- ①利用件数 年間約 3,300 件 ②利用人数 約 4 万 8 千人
 ③主な利用方法 会議・卓球・体操・ダンス・絵画・音楽・踊り・料理教室・フラワーアレンジメント等 ④稼働率 約 51%

8 今後のスケジュール（案）

本委員会の調査検討結果を踏まえて最終的に市の方針を決定し、改定が必要であると市長が判断、決定した場合に、施設設置条例を改正する条例（案）を議会上程し、ご審議いただきます。可決された場合は、3 か月以上の周知期間を持って施行する予定です。

【資料 1（東部会館）】 施設使用状況

施設使用状況(東部会館)							
		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		利用件数(件)	稼働率(%)	利用件数(件)	稼働率(%)	利用件数(件)	稼働率(%)
会議室	201	545	59.0	515	55.9	515	55.9
	202	402	43.5	409	44.4	356	38.7
集会室	1	66	7.1	60	6.5	74	8.0
	2	388	42.0	368	40.0	402	43.6
	3	402	43.5	417	45.3	396	43.0
視聴覚室		659	71.3	670	72.7	687	74.6
調理実習室		114	12.4	134	14.6	130	14.1
ホール		780	84.4	772	83.8	740	80.3
計		3,290	50.9	3,285	51.0	3,226	50.0
利用人数(人)		48,410		48,507		46,968	
(温水プール)		(人)					
おとな		33,460		34,808		34,465	
こども		9,309		10,431		9,748	
計		42,769		45,239		44,213	
※稼働率=利用件数÷利用可能件数×100(%)							

【資料2（東部会館）】

現行額及び改定予定額（東部会館）※利用者負担割合50%						
施設等区分	使用区分	時間	現行額 （円） （A）	改定額（案） （B）（円）	現行額と 改定予定額 の差（A－B） （円）	改定割合 （B－A）/ A×100
会議室1・2 （25.65㎡）	9:00～12:00 【午前】	3時間	400	改定予定 無し		
	13:00～17:00 【午後】	4時間	600			
	18:00～21:30 【夜間】	3時間30分	500			
	9:00～21:30 【全日】		1,500			
集会室2・3 （10畳） （15.5㎡）	9:00～12:00 【午前】	3時間	400	改定予定 無し		
	13:00～17:00 【午後】	4時間	600			
	18:00～21:30 【夜間】	3時間30分	500			
	9:00～21:30 【全日】		1,500			
視聴覚室 （防音室 補正） （96.45㎡）	9:00～12:00 【午前】	3時間	1,000	1,400	400	40%
	13:00～17:00 【午後】	4時間	1,200	1,650	450	38%
	18:00～21:30 【夜間】	3時間30分	1,100	1,500	400	36%
	9:00～21:30 【全日】		3,300	4,550	1,250	38%
料理実習室 （調理室 補正） （59.16㎡）	9:00～12:00 【午前】	3時間	1,500	改定予定 無し		
	13:00～17:00 【午後】	4時間	2,000			
	18:00～21:30 【夜間】	3時間30分	1,800			
	9:00～21:30 【全日】		5,300			
ホール （248.7㎡）	9:00～12:00 【午前】	3時間	2,400	2,900	500	21%
	13:00～17:00 【午後】	4時間	3,200	3,700	500	16%
	18:00～21:30 【夜間】	3時間30分	2,800	3,300	500	18%
	9:00～21:30 【全日】		8,400	9,900	1,500	18%
プール （518㎡）			2時間あたり 料金	改定予定 無し		
			大人300			
			子ども100			
	10:00～20:30 【全日】	10時間30分				

調査検討事項第4号

日野市東部会館駐車場使用料の設定案について【所管部署：企画部地域協働課】

1 施設概要

名称	日野市東部会館
所在地	日野市石田1丁目11番地の1
施設規模	・構造：鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄筋コンクリート造 ・規模：地上3階、地下1階建 ・建築面積：782.11 m ² ・延床面積：2,311.50 m ²
建築時期	平成元年8月
開館時間	午前9時から午後9時30分まで
休館日	毎週月曜日（月曜日が休日の場合、その翌日） 年末年始（12月29日から翌1月3日まで）
管理方法	平成18年度より指定管理者制度導入（地方自治法第244条の2） 指定管理者名：株式会社 日野市企業公社
特記事項	日野市内の公共施設で唯一温水プールがある（年間約44,000人利用）

2 東部会館利用者用駐車場資料（別紙①参照）

3 積算根拠（市内他施設を参考）

- ・市民の森ふれあいホール及び陸上競技場（計127台）1時間100円（一日最大800円）
- ・男女平等推進センター駐車場使用料（計35台）1時間100円

東部会館は鉄道の駅から遠く、遠方から自動車で来る利用者も多数想定されることから、市民の森ふれあいホールと同様の利用方法を見込む。

しかし、土日は「駐車待ち」の列ができることや、年に数回、利用者以外の駐車によるトラブルが見受けられることから、最大料金は設けず「上限無し（24時間駐車すれば2,400円）」とする。

4 今までの使用料改定の履歴

開設当初（平成元年）から無料

5 見直し理由（考え方、ポイント）

- ①日野市内の他の施設の有料駐車場を参考
 - ②開設当初（平成元年）から駐車場料金を無料としてきた
 - ③東部会館の利用者以外の方が駐車することがある
- 以上のことから、適当であると考えます。

6 改定案

1時間あたり100円

7 今後のスケジュール（案）

本委員会の調査検討結果を踏まえて最終的に市の方針を決定し、改定が必要であると市長が判断、決定した場合に、施設設置条例を改正する条例（案）を議会上程し、ご審議いただきます。可決された場合は、3か月以上の周知期間を持って施行する予定です。

別紙①(東部会館)

東部会館利用者用駐車場資料

1 場所(以下のとおり)

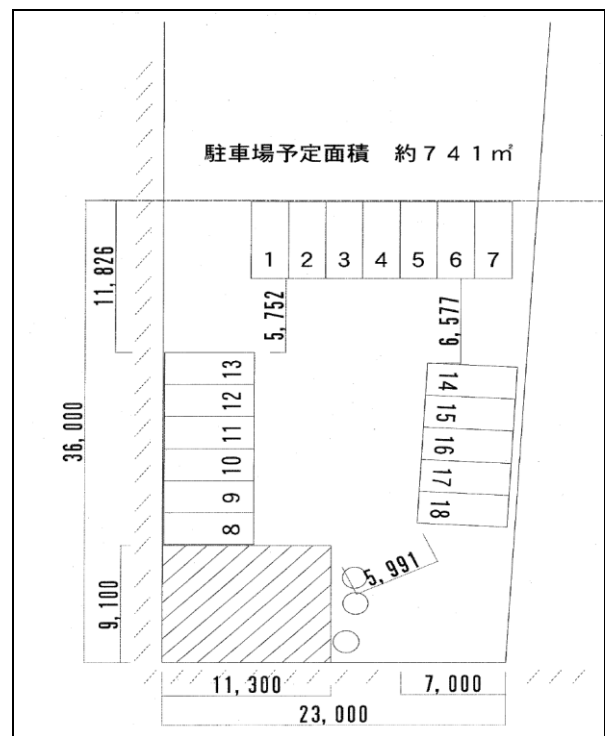
- (1) 石田1丁目20番7(地目:畑 地積:1,551 m^2 のうち約740 m^2)
(4) 石田1丁目13番7(地目:雑種地 地積:133 m^2)
13番11(地目:雑種地 地積:151 m^2)
13番12(地目:雑種地 地積:182 m^2)
13番13(地目:雑種地 地積:85 m^2) 合計551 m^2

※(2) 東部会館第一駐車場:平成28年3月31日に所有者に返却

(3) 東部会館暫定駐車場:令和2年4月1日より施設建設予定



駐車場案内図



(1) 駐車場図面(案)

2 駐車可能台数(予定)

- (1) 石田1丁目20番7 18台
(4) 石田1丁目13番7・11・12・13 23台 計41台
※現駐車場((3)及び(4)) 合計46台

調査検討事項第5号

日野市立南平駅西交流センター施設使用料の改定案について【所管部署:企画部地域協働課】

1 施設概要

名称	日野市立南平駅西交流センター
所在地	日野市平山4丁目18番地の1 都営日野平山四丁目アパート6号棟(1階)
施設規模	・構造:鉄筋コンクリート造 ・規模:地上6階建(うち1階の一部) ・延床面積:347.00 m ² ※施設区分ごとの面積は【資料2】「現行額及び改定予定額」のとおり
建築時期	平成12年(開設は平成15年5月より)
開館時間	午前9時から午後9時まで
休館日	年末年始(12月29日から翌1月3日まで)
管理方法	平成21年度より指定管理者制度導入(地方自治法第244条の2) 指定管理者名:株式会社 日野市企業公社

2 施設利用状況(平成27~29年度)

下記【資料1】のとおり

3 維持管理経費概算(平成27~29年度の平均維持管理経費)

日野市立南平駅西交流センター	年間維持管理経費	5,078,379 円
	施設等総床面積	347.00 m ²
	年間利用可能時間	4,308 時間
	1 m ² あたり1時間あたり単価	3.4 円/m ² ・時間
日野市立万願寺交流センター(代入数値)	1 m ² あたり1時間あたり単価	8.9 円/m ² ・時間

4 今までの使用料改定の履歴

平成25年4月1日より有料化

5 現行額及び改定予定額 別紙②のとおり

利用者負担割合 50%施設 → 「日野市手数料、使用料等の見直し基準」P6~P7「Cグループ」
民間代替性・競合性は低い。市民利用は選択的だが地域的にも広域的にもA・Bよりも多くの市民に多様に利用される。

6 見直し理由(考え方、ポイント)

①日野市手数料、使用料等の見直し基準に基づく積算結果

②平成25年4月1日の有料化以降、見直しをしていない。

以上のことから、【資料2】の改定予定額のとおり改正するのが適当であると考えます。

7 その他 日野市立南平駅西交流センターの利用状況(H27~H29 平均)

①利用件数 年間約1,500人 ②利用人数 2万2千人

③主な利用方法 会議・会合・卓球・ダンス・体操・太極拳・手芸・音楽・学習等

④稼働率 約47%

8 今後のスケジュール（案）

本委員会の調査検討結果を踏まえて最終的に市の方針を決定し、改定が必要であると市長が判断、決定した場合に、施設設置条例を改正する条例（案）を議会上程し、ご審議いただきます。可決された場合は、3 か月以上の周知期間を持って施行する予定です。

【資料 1（南平駅西交流センター）】

施設利用状況【南平西交流センター】										
		平成27年度			平成28年度			平成29年度		
施設等区分	使用区分	利用件数	人数	利用率 (%)	利用件数	人数	利用率 (%)	利用件数	人数	利用率 (%)
会議室1 (105.9㎡)	9:00～13:00 【午前】	290	6,581	80.6	307	6,435	85.5	307	6,043	85.5
	13:00～17:00 【午後】	319	5,775	88.6	295	5,345	82.2	324	5,024	90.3
	17:00～21:00 【夜間】	162	1,522	45.0	179	1,490	49.9	188	1,524	52.4
	合計	771	13,878	71.4	781	13,270	72.5	819	12,591	76.1
会議室2 (29.6㎡)	9:00～13:00 【午前】	123	936	34.2	115	1,029	32.0	115	877	32.0
	13:00～17:00 【午後】	108	1,027	30.0	134	1,318	37.3	170	1,139	47.4
	17:00～21:00 【夜間】	74	591	20.6	67	471	18.7	76	524	21.2
	合計	305	2,554	28.2	316	2,818	29.3	361	2,540	33.5
和室 (27.13㎡) (17.5畳)	9:00～13:00 【午前】	140	2,734	38.9	157	3,094	43.7	150	2,285	41.8
	13:00～17:00 【午後】	108	2,401	30.0	153	2,893	42.6	282	2,322	78.6
	17:00～21:00 【夜間】	55	704	15.3	62	575	17.3	75	518	20.9
	合計	303	5,839	28.1	372	6,562	34.5	507	5,125	47.1

【資料2（南平駅西交流センター）】

【時間修正案】現行額及び改定予定額(南平駅西交流センター)※利用者負担割合50%						
施設等区分	使用区分	時間	現行額 (円) (A)	改定額(案) (B)(円)	現行額と 改定予定額 の差(A-B) (円)	改定割合 (B-A)/A ×100
会議室1 (105.9㎡)	9:00～13:00 【午前】	4時間	1,000	1,400	400	40%
	13:00～17:00 【午後】	4時間	1,000	1,400	400	40%
	17:00～21:00 【夜間】	4時間	1,000	1,400	400	40%
	9:00～21:00 【全日】		3,000	4,200	1200	40%
会議室2 (29.6㎡)	9:00～13:00 【午前】	4時間	300	450	150	50%
	13:00～17:00 【午後】	4時間	300	450	150	50%
	17:00～21:00 【夜間】	4時間	300	450	150	50%
	9:00～21:00 【全日】		900	1,350	450	50%
和室 (27.13㎡) (17.5畳)	9:00～13:00 【午前】	4時間	300	450	150	50%
	13:00～17:00 【午後】	4時間	300	450	150	50%
	17:00～21:00 【夜間】	4時間	300	450	150	50%
	9:00～21:00 【全日】		900	1,350	450	50%

調査検討事項第6号

日野市立落川交流センター施設使用料の改定案について【所管部署：企画部地域協働課】

1 施設概要

名称	日野市立落川交流センター
所在地	日野市落川 1400 番地
施設規模	・構造：鉄筋コンクリート造 ・規模：地上 2 階建 ・延床面積：405.00 m ² ※施設区分ごとの面積は【資料 2】「現行額及び改定予定額」のとおり
建築時期	昭和 38 年 7 月（開設：平成 16 年 5 月）
開館時間	午前 9 時から午後 9 時 30 分まで
休館日	年末年始（12 月 29 日から翌 1 月 3 日まで）
管理方法	平成 21 年度より指定管理者制度導入（地方自治法第 244 条の 2） 指定管理者名：株式会社 日野市企業公社

2 施設利用状況（平成 27～29 年度）

下記【資料 1】のとおり

3 維持管理経費概算（平成 27～29 年度の平均維持管理経費）

日野市落川交流センター	年間維持管理経費	5,851,185 円
	施設等総床面積	405.00 m ²
	年間利用可能時間	3,590 時間
	1 m ² あたり 1 時間あたり単価	4.0 円/m ² ・時間
	調理室 1 m ² あたり 1 時間あたり単価（×2.0 補正）	8.0 円/m ² ・時間
日野市立万願寺交流センター（代入数値）	1 m ² あたり 1 時間あたり単価	8.9 円/m ² ・時間
	調理室 1 m ² あたり 1 時間あたり単価（×2.0 補正）	17.8 円/m ² ・時間

4 今までの使用料改定の履歴

平成 25 年 4 月 1 日より有料化

5 現行額及び改定予定額 別紙②のとおり

利用者負担割合 50%施設

→ 「日野市手数料、使用料等の見直し基準」P6～P7「C グループ」

民間代替性・競合性は低い。市民利用は選択的だが地域的にも広域的にも A・B よりも多くの市民に多様に利用される。

6 見直し理由（考え方、ポイント）

①日野市手数料、使用料等の見直し基準に基づく積算結果

②平成 25 年 4 月 1 日の有料化より見直しを行っていない

以上のことから、【資料 2】の改定予定額のとおり改正するのが適当であると考えます。

7 その他 日野市立落川交流センターの利用状況（H27～H29 平均）

①利用件数 年間約 1,400 件 ②利用人数 約 1 万 3 千人

③主な利用方法 会議・体操・手芸・音楽・料理教室等

④稼働率 約 45%

8 今後のスケジュール（案）

本委員会の調査検討結果を踏まえて最終的に市の方針を決定し、改定が必要であると市長が判断、決定した場合に、施設設置条例を改正する条例（案）を議会上程し、ご審議いただきます。可決された場合は、3 か月以上の周知期間を持って施行する予定です。

【資料 1（落川交流センター）】

施設利用状況(落川交流センター)										
		平成27年度			平成28年度			平成29年度		
施設等区分	使用区分	利用件数	人数	利用率(%)	利用件数	人数	利用率(%)	利用件数	人数	利用率(%)
調理談話室 (調理室 補正) (26.88㎡)	9:00～12:00 【午前】	116	1,230	32.2	108	1,010	30.1	157	2,192	43.7
	13:00～17:00 【午後】	154	1,548	42.8	175	1,418	48.7	187	2,451	52.1
	18:00～21:00 【夜間】	44	424	12.2	37	326	10.3	47	468	13.1
	合計	314	3,202	29.1	320	2,754	29.7	391	5,111	36.3
交流室洋室 (46.41㎡)	9:00～12:00 【午前】	287	2,208	79.7	274	2,424	76.3	265	2,046	73.8
	13:00～17:00 【午後】	248	2,668	68.9	266	3,167	74.1	261	3,375	72.7
	18:00～21:00 【夜間】	150	1,049	41.7	138	1,039	38.4	136	913	37.9
	合計	685	5,925	63.4	678	6,630	63.0	662	6,334	61.5
交流室和室 (24.3㎡) (約15畳)	9:00～12:00 【午前】	191	1,234	53.1	190	969	52.9	204	954	56.8
	13:00～17:00 【午後】	163	1,520	45.3	150	1,381	41.8	178	1,487	49.6
	18:00～21:00 【夜間】	83	615	23.1	72	485	20.1	58	394	16.2
	合計	437	3,369	40.5	412	2,835	38.3	440	2,835	40.9

【資料 2（落川交流センター）】

現行額及び改定予定額（落川交流センター）※利用者負担割合50%						
施設等区分	使用区分	時間	現行額 （円）	改定額（案） （B）（円）	現行額と 改定予定額 の差（A-B） （円）	改定割合 （B-A）/A ×100
調理談話室 （調理室 補正） （26.88㎡）	9:00～12:00 【午前】	3時間	600	改定予定 無し		
	13:00～17:00 【午後】	4時間	900			
	18:00～21:00 【夜間】	3時間	600			
	9:00～21:00 【全日】		2,100			
交流室洋室 （46.41㎡）	9:00～12:00 【午前】	3時間	300	450	150	50%
	13:00～17:00 【午後】	4時間	500	700	200	40%
	18:00～21:00 【夜間】	3時間	300	450	150	50%
	9:00～21:00 【全日】		1,100	1,600	500	45%
交流室和室 （24.3㎡） （約15畳）	9:00～12:00 【午前】	3時間	200	300	100	50%
	13:00～17:00 【午後】	4時間	300	400	100	33%
	18:00～21:00 【夜間】	3時間	200	300	100	50%
	9:00～21:00 【全日】		700	1,000	300	43%

調査検討事項第7号

日野市立多摩平交流センター施設使用料の改定案について【所管部署：企画部地域協働課】

1 施設概要

名称	日野市立多摩平交流センター
所在地	日野市多摩平2丁目9番地 多摩平の森ふれあい館内
施設規模	・構造：鉄筋コンクリート造 ・規模：地上4階、地下1階建（うち2階の一部及び3階の一部） ・延床面積：3816.79 m ² （うち530.9 m ² ） ※施設区分ごとの面積は【資料2】「現行額及び改定予定額」のとおり
建築時期	平成16年2月
開館時間	午前9時から午後9時30分まで
休館日	年末年始（12月29日から翌1月3日まで）
管理方法	平成21年度より指定管理者制度導入（地方自治法第244条の2） 指定管理者名：特定非営利活動法人 市民サポートセンター日野

2 施設利用状況（平成27～29年度）

下記【資料1】のとおり

3 維持管理経費概算（平成27～29年度の平均維持管理経費）

日野市多摩平交流センター	年間維持管理経費	27,637,606 円
	施設等総床面積	530.9 m ²
	年間利用可能時間	3,769 時間
	1 m ² あたり1時間あたり単価	13.8 円/m ² ・時間
	防音室1 m ² あたり1時間あたり単価（×1.5 補正）	20.7 円/m ² ・時間
	調理室1 m ² あたり1時間あたり単価（×2.0 補正）	27.6 円/m ² ・時間
日野市立万願寺交流センター（代入数値）	1 m ² あたり1時間あたり単価	8.9 円/m ² ・時間
	防音室1 m ² あたり1時間あたり単価（×1.5 補正）	13.3 円/m ² ・時間
	調理室1 m ² あたり1時間あたり単価（×2.0 補正）	17.8 円/m ² ・時間

4 今までの使用料改定の履歴

平成25年4月1日より有料化

5 現行額及び改定予定額 【資料2】のとおり

利用者負担割合 50%施設

→ 「日野市手数料、使用料等の見直し基準」P6～P7「C グループ」 民間代替性・競合性は低い。市民利用は選択的だが地域的にも広域的にもA・Bよりも多くの市民に多様に利用される。

6 見直し理由（考え方、ポイント）

①日野市手数料、使用料等の見直し基準に基づく積算結果

②平成25年4月1日の有料化より見直しを行っていない

以上のことから、【資料2】の改定予定額のとおり改正するのが適当であると考えます。

7 その他 日野市立多摩平交流センターの利用状況（H27～H29 平均）

①利用件数 年間約4,800件 ②利用人数 約6万7千人

③主な利用方法 会議・体操・ダンス・絵画・彫刻・手芸・音楽・踊り・料理教室等

④稼働率 約67%

8 今後のスケジュール（案）

本委員会の調査検討結果を踏まえて最終的に市の方針を決定し、改定が必要であると市長が判断、決定した場合に、施設設置条例を改正する条例（案）を議会上程し、ご審議いただきます。可決された場合は、3 か月以上の周知期間を持って施行する予定です。

【資料1（多摩平交流センター）】

利用状況【多摩平交流センター1】										
施設等区分	使用区分	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
		利用件数	人数	利用率 (%)	利用件数	人数	利用率 (%)	利用件数	人数	利用率 (%)
集会室 3-1 (40.7㎡)	9:00～12:00	263	2,205	73.7	275	2,253	77.5	256	2,125	71.5
	【午前】									
	13:00～17:00	268	2,108	75.1	233	1,772	65.6	259	2,134	72.3
	【午後】									
	18:00～21:30	149	1,289	41.7	176	1,289	49.6	197	1,470	55.0
	【夜間】									
	合計	680	5,602	63.5	684	5,314	64.2	712	5,729	66.3
集会室 3-2 (40.7㎡)	9:00～12:00	235	2,165	65.8	249	2,096	70.1	245	2,164	68.4
	【午前】									
	13:00～17:00	257	2,301	72.0	266	2,103	74.9	259	2,190	72.3
	【午後】									
	18:00～21:30	137	1,301	38.4	160	1,389	45.1	181	1,458	50.6
	【夜間】									
	合計	629	5,767	58.7	675	5,588	63.4	685	5,812	63.8
集会室 3-3 (40.7㎡)	9:00～12:00	229	1,794	64.0	256	1,930	71.9	267	2,184	74.4
	【午前】									
	13:00～17:00	238	2,095	66.5	232	2,069	65.2	257	2,177	71.6
	【午後】									
	18:00～21:30	151	1,178	42.2	149	1,049	41.9	161	1,261	44.8
	【夜間】									
	合計	618	5,067	57.5	637	5,048	59.6	685	5,622	66.6
集会室4 (防音室 補正) (39.8㎡)	9:00～12:00	296	2,089	82.9	290	1,871	81.7	311	2,173	86.9
	【午前】									
	13:00～17:00	252	1,744	70.6	282	1,845	79.4	297	2,064	83.0
	【午後】									
	18:00～21:30	227	1,506	63.6	246	1,655	69.3	254	1,556	70.9
	【夜間】									
	9:00～21:30 【全日】	775	5,339	72.4	818	5,371	76.8	862	5,793	80.3
集会室5 (91.7㎡)	9:00～12:00	304	6,608	85.2	315	7,114	88.7	296	7,513	82.7
	【午前】									
	13:00～17:00	278	6,063	77.9	307	5,955	86.5	299	6,053	83.5
	【午後】									
	18:00～21:30	271	2,461	75.9	279	2,722	78.6	292	2,722	81.6
	【夜間】									
	9:00～21:30 【全日】	853	15,132	79.6	901	15,791	84.6	887	16,288	82.6
集会室6 (169.8㎡)	9:00～12:00	298	9,067	83.5	307	9,194	86.5	298	8,865	83.2
	【午前】									
	13:00～17:00	282	12,262	79.0	278	11,991	78.3	295	12,201	82.4
	【午後】									
	18:00～21:30	242	5,250	67.8	234	4,082	65.9	246	4,599	68.7
	【夜間】									
	9:00～21:30 【全日】	822	26,579	76.8	819	25,267	76.9	839	25,665	78.1
調理室 (調理室 補正) (35.1㎡)	9:00～14:00	137	1,557	38.4	159	1,643	44.8	163	1,977	45.5
	【前半】									
	15:00～21:00	53	537	14.8	62	584	17.5	61	877	17.0
	【後半】									
	9:00～21:00 【全日】	190	2,094	26.6	221	2,227	31.1	224	2,854	31.3

【資料2（多摩平交流センター）】

現行額及び改定予定額（多摩平交流センター1）※利用者負担割合50%						
施設等区分	使用区分	時間	現行額 （円） （A）	改定額（案） （B）（円）	現行額と 改定予定額 の差（A-B） （円）	改定割合 （B-A）/A ×100
集会室 3-1・3-2・3-3 （40.7㎡）	9:00～12:00 【午前】	3時間	400	500	100	25%
	13:00～17:00 【午後】	4時間	600	改定予定 無し		
	18:00～21:30 【夜間】	3時間30分	500			
	9:00～21:30 【全日】		1,500	1,600	100	7%
集会室4 （防音室 補正） （39.8㎡）	9:00～12:00 【午前】	3時間	600	750	150	25%
	13:00～17:00 【午後】	4時間	800	1050	250	31%
	18:00～21:30 【夜間】	3時間30分	700	900	200	29%
	9:00～21:30 【全日】		2,100	2,700	600	29%
集会室5 （91.7㎡）	9:00～12:00 【午前】	3時間	1,000	改定予定 無し		
	13:00～17:00 【午後】	4時間	1,300			
	18:00～21:30 【夜間】	3時間30分	1,200			
	9:00～21:30 【全日】		3,500			
集会室6 （169.8㎡）	9:00～12:00 【午前】	3時間	1,900	改定予定 無し		
	13:00～17:00 【午後】	4時間	2,500			
	18:00～21:30 【夜間】	3時間30分	2,200			
	9:00～21:30 【全日】		6,600			
調理室 （調理室 補正） （35.1㎡）				改定予定 無し		
	9:00～14:00 【前半】	5時間	1,400			
	15:00～21:00 【後半】	6時間	1,700			
	9:00～21:00 【全日】		3,100			

調査検討事項第8号

日野市立新町交流センター施設使用料の改定案について【所管部署：企画部地域協働課】

1 施設概要

名称	日野市立新町交流センター
所在地	日野市新町1丁目13番地 都営日野新町一丁目アパート11号棟（1階・2階）
施設規模	・構造：鉄筋コンクリート造 ・規模：地上5階建（うち1階の一部及び2階の一部） ・延床面積：1489.00 m ² ※施設区分ごとの面積は【資料2】「現行額及び改定予定額」のとおり
建築時期	平成14年（開設は平成16年9月より）
開館時間	午前9時から午後9時まで
休館日	年末年始（12月29日から翌1月3日まで）
管理方法	平成21年度より指定管理者制度導入（地方自治法第244条の2） 指定管理者名：株式会社 日野市企業公社

2 施設利用状況（平成27～29年度）

下記【資料1】のとおり

3 維持管理経費概算（平成27～29年度の平均維持管理経費）

日野市立新町交流センター	年間維持管理経費	18,560,739 円
	施設等総床面積	1489.00 m ²
	年間利用可能時間	3,590 時間
	1 m ² あたり1時間あたり単価	3.5 円/m ² ・時間
日野市立万願寺交流センター（代入数値）	1 m ² あたり1時間あたり単価	8.9 円/m ² ・時間

4 今までの使用料改定の履歴

- ①平成16年9月の開設時よりホールのみ有料
- ②平成25年4月1日より他の部屋もすべて有料化

5 現行額及び改定予定額 【資料2】のとおり

利用者負担割合 50%施設

→ 「日野市手数料、使用料等の見直し基準」P6～P7「Cグループ」

民間代替性・競合性は低い。市民利用は選択的だが地域的にも広域的にもA・Bよりも多くの市民に多様に利用される。

6 見直し理由（考え方、ポイント）

- ①日野市手数料、使用料等の見直し基準に基づく積算結果
 - ②平成25年4月1日の有料化より見直しを行っていない
- 以上のことから、【資料2】の改定予定額のとおり改正するのが適当であると考えます。

7 その他 日野市立新町交流センターの利用状況（H27～H29 平均）

- ①利用件数 年間約 3,600 件 ②利用人数 約 4 万 7 千人
- ③主な利用方法 会議・会合・卓球・バドミントン・体操・手芸・音楽・映画上映・学習等
- ④稼働率 約 67%

8 今後のスケジュール（案）

本委員会の調査検討結果を踏まえて最終的に市の方針を決定し、改定が必要であると市長が判断、決定した場合に、施設設置条例を改正する条例（案）を議会上程し、ご審議いただきます。可決された場合は、3か月以上の周知期間を持って施行する予定です。

【資料1（新町交流センター）】

利用状況（新町交流センター）										
		平成27年度			平成28年度			平成29年度		
施設等区分	使用区分	利用件数	人数	利用率（%）	利用件数	人数	利用率（%）	利用件数	人数	利用率（%）
ホール (292㎡)	9:00～12:00	322	13,640	89.9	317	12,661	88.8	315	12,602	89.0
	【午前】									
	13:00～17:00	322	13,948	89.9	339	13,954	95.0	331	14,356	93.5
	【午後】									
	18:00～21:00	291	4,645	81.3	282	4,129	79.0	215	4,124	60.7
	【夜間】									
会議室 (48㎡)	9:00～21:00	935	32,233	87.1	938	30,744	87.6	861	31,082	81.1
	【全日】									
	9:00～12:00	271	2,257	75.7	270	2,183	75.6	244	1,922	68.9
	【午前】									
	13:00～17:00	283	2,211	79.1	300	2,286	84.0	290	2,184	81.9
	【午後】									
和室1 (18.6㎡) (12畳)	18:00～21:00	190	1,320	53.1	229	1,195	64.1	228	798	64.4
	【夜間】									
	9:00～21:00	744	5,788	69.3	799	5,664	74.6	762	4,904	71.8
	【全日】									
	9:00～12:00	296	1,587	82.7	311	1,679	87.1	303	1,589	85.6
	【午前】									
和室2 (18.6㎡) (12畳)	13:00～17:00	271	1,758	75.7	266	1,648	74.5	262	1,674	74.0
	【午後】									
	18:00～21:00	235	1,079	65.6	209	892	58.5	200	855	56.5
	【夜間】									
	9:00～21:00	802	4,424	74.7	786	4,219	73.4	765	4,118	72.0
	【全日】									
和室3 (18.6㎡) (12畳)	9:00～12:00	238	1,154	66.5	237	1,128	66.4	235	1,092	66.4
	【午前】									
	13:00～17:00	206	1,109	57.5	207	1,219	58.0	205	1,304	57.9
	【午後】									
	18:00～21:00	188	814	52.5	193	809	54.1	158	698	44.6
	【夜間】									
和室3 (18.6㎡) (12畳)	9:00～21:00	632	3,077	58.8	637	3,156	59.5	598	3,094	56.3
	【全日】									
	9:00～12:00	186	914	52.0	206	1,056	57.7	180	927	50.8
	【午前】									
	13:00～17:00	219	1,139	61.2	183	1,000	51.3	195	1,237	55.1
	【午後】									
和室3 (18.6㎡) (12畳)	18:00～21:00	161	657	45.0	129	522	36.1	89	381	25.1
	【夜間】									
	9:00～21:00	566	2,710	52.7	518	2,578	48.4	464	2,545	43.7
	【全日】									

【資料2（新町交流センター）】

現行額及び改定予定額(新町交流センター)※利用者負担割合50%						
施設等区分	使用区分	時間	現行額 (円) (A)	改定額(案) (B)(円)	現行額と 改定予定額 の差(A-B) (円)	改定割合 (B-A)/A ×100
ホール (292㎡)	9:00～12:00 【午前】	3時間	2,400	2,900	500	21%
	13:00～17:00 【午後】	4時間	3,200	3,700	500	16%
	18:00～21:00 【夜間】	3時間	2,400	2,900	500	21%
	9:00～21:00 【全日】		8,000	9,500	1,500	19%
会議室 (48㎡)	9:00～12:00 【午前】	3時間	500	600	100	20%
	13:00～17:00 【午後】	4時間	700	改定予定 無し		
	18:00～21:00 【夜間】	3時間	500	600	100	20%
	9:00～21:00 【全日】		1,700	1900	200	12%
和室1・2・3 (18.6㎡) (12畳)	9:00～12:00 【午前】	3時間	300	改定予定 無し		
	13:00～17:00 【午後】	4時間	400			
	18:00～21:00 【夜間】	3時間	300			
	9:00～21:00 【全日】		1,000			

調査検討事項第9号

日野市立万願寺交流センター施設使用料の改定案について【所管部署：企画部地域協働課】

1 施設概要

名称	日野市立万願寺交流センター
所在地	日野市万願寺4丁目20番地12 万願寺中央公園内
施設規模	・構造：鉄筋コンクリート造 ・規模：地上1階建 ・延床面積：347.02 m ² ※施設区分ごとの面積は【資料2】「現行額及び改定予定額」のとおり
建築時期	平成15年11月（開設は平成17年4月より）
開館時間	午前9時から午後9時まで
休館日	年末年始（12月29日から翌1月3日まで）
管理方法	平成21年度より指定管理者制度導入（地方自治法第244条の2） 指定管理者名：特定非営利活動法人 日野子育てパートナーの会

2 施設利用状況（平成27～29年度）

下記【資料1】のとおり

3 維持管理経費概算（平成27～29年度の平均維持管理経費）

日野市立 万願寺交流 センター	年間維持管理経費	11,065,818 円
	施設等総床面積	347.02 m ²
	年間利用可能時間	3,590 時間
	1 m ² あたり1時間あたり単価	8.9 円/m ² ・時間
	防音室1 m ² あたり1時間あたり単価（×1.5 補正）	13.3 円/m ² ・時間

4 今までの使用料改定の履歴

平成25年4月1日より有料化

5 現行額及び改定予定額 【資料2】のとおり

利用者負担割合 50%施設 → 「日野市手数料、使用料等の見直し基準」P6～P7「Cグループ」
民間代替性・競合性は低い。市民利用は選択的だが地域的にも広域的にもA・Bよりも多くの市民に多様に利用される。

6 見直し理由（考え方、ポイント）

①日野市手数料、使用料等の見直し基準に基づく積算結果

②平成25年4月1日の有料化から見直しをしていない

以上のことから、【資料2】の改定予定額のとおり改正するのが適当であると考えます。

7 その他 日野市立万願寺交流センターの利用状況（H27～H29 平均）

①利用件数 年間約2,500件 ②利用人数 約2万1千人

③主な利用方法 子育てサークル・会議・体操・手芸・音楽・学習等

④稼働率 約79%

8 今後のスケジュール（案）

本委員会の調査検討結果を踏まえて最終的に市の方針を決定し、改定が必要であると市長が判断、決定した場合に、施設設置条例を改正する条例（案）を議会上程し、ご審議いただきます。可決された場合は、3か月以上の周知期間を持って施行する予定です。

【資料1（万願寺交流センター）】

施設等区分	使用区分	時間	現行額 (円) (A)	改定額(案) (B)(円)	現行額と 改定予定額 の差(A-B) (円)	改定割合 (B-A)/A ×100
和室 (27.9㎡) (18畳)	9:00～12:00	3時間	400	改定予定 無し		
	【午前】					
	13:00～17:00	4時間	500			
	【午後】					
	18:00～21:00	3時間	400			
	【夜間】					
	9:00～21:00		1,300			
	【全日】					
多目的室 (防音室 補正) (17㎡)	9:00～12:00	3時間	200	300	100	50%
	【午前】					
	13:00～17:00	4時間	300	450	150	50%
	【午後】					
	18:00～21:00	3時間	200	300	100	50%
	【夜間】					
	9:00～21:00		700	1050	350	50%
	【全日】					
映像室 (17㎡)	9:00～12:00	3時間	100	200	100	100%
	【午前】					
	13:00～17:00	4時間	200	300	100	50%
	【午後】					
	18:00～21:00	3時間	100	200	100	100%
	【夜間】					
	9:00～21:00		400	700	300	75%
	【全日】					

【資料2（万願寺交流センター）】

現行額及び改定予定額(万願寺交流センター)※利用者負担割合50%						
施設等区分	使用区分	時間	現行額 (円) (A)	改定額(案) (B)(円)	現行額と 改定予定額 の差(A-B) (円)	改定割合 (B-A)/A ×100
和室 (27.9㎡) (18畳)	9:00～12:00 【午前】	3時間	400	改定予定 無し		
	13:00～17:00 【午後】	4時間	500			
	18:00～21:00 【夜間】	3時間	400			
	9:00～21:00 【全日】		1,300			
多目的室 (防音室 補正) (17畳)	9:00～12:00 【午前】	3時間	200	300	100	50%
	13:00～17:00 【午後】	4時間	300	450	150	50%
	18:00～21:00 【夜間】	3時間	200	300	100	50%
	9:00～21:00 【全日】		700	1050	350	50%
映像室 (17畳)	9:00～12:00 【午前】	3時間	100	200	100	100%
	13:00～17:00 【午後】	4時間	200	300	100	50%
	18:00～21:00 【夜間】	3時間	100	200	100	100%
	9:00～21:00 【全日】		400	700	300	75%

調査検討事項第 10 号

日野市立平山交流センター施設使用料の改定案について【所管部署：企画部地域協働課】

1 施設概要

名称	日野市立平山交流センター
所在地	日野市平山 5 丁目 18 番地の 2 平山季重ふれあい館内（2 階・3 階）
施設規模	・構造：鉄筋コンクリート造 ・規模：地上 3 階建（うち 2 階の一部及び 3 階） ・延床面積：974.30 m ² ※施設区分ごとの面積は【資料 2】「現行額及び改定予定額」のとおり
建築時期	平成 14 年（開設は平成 16 年 9 月より）
開館時間	午前 9 時から午後 9 時まで
休館日	年末年始（12 月 29 日から翌 1 月 3 日まで）
管理方法	平成 21 年度より指定管理者制度導入（地方自治法第 244 条の 2） 指定管理者名：株式会社 日野市企業公社

2 施設利用状況（平成 27～29 年度）

下記【資料 1】のとおり

3 維持管理経費概算（平成 27～29 年度の平均維持管理経費）

日野市立平山交流センター	年間維持管理経費	21,282,000 円
	施設等総床面積	974.30 m ²
	年間利用可能時間	3,590 時間
	1 m ² あたり 1 時間あたり単価	6.1 円/m ² ・時間
	防音室 1 m ² あたり 1 時間あたり単価（×1.5 補正）	9.1 円/m ² ・時間
	調理室 1 m ² あたり 1 時間あたり単価（×2.0 補正）	12.2 円/m ² ・時間
日野市立万願寺交流センター（代入数値）	1 m ² あたり 1 時間あたり単価	8.9 円/m ² ・時間
	防音室 1 m ² あたり 1 時間あたり単価（×1.5 補正）	13.3 円/m ² ・時間
	調理室 1 m ² あたり 1 時間あたり単価（×2.0 補正）	17.8 円/m ² ・時間

4 今までの使用料改定の履歴

平成 25 年 4 月 1 日より有料化

5 現行額及び改定予定額 【資料 2】のとおり

利用者負担割合 50%施設

→ 「日野市手数料、使用料等の見直し基準」P6～P7「C グループ」

民間代替性・競合性は低い。市民利用は選択的だが地域的にも広域的にも A・B よりも多くの市民に多様に利用される。

6 見直し理由（考え方、ポイント）

①日野市手数料、使用料等の見直し基準に基づく積算結果

②平成 25 年 4 月 1 日の有料化より見直しを行っていない

以上のことから、【資料 2】の改定予定額のとおり改正するのが適当であると考えます。

7 その他 日野市立平山交流センターの利用状況（H27～H29 平均）

①利用件数 年間約 5,200 件 ②利用人数 約 5 万人

③主な利用方法 会議・会合・ダンス・卓球・体操・手芸・音楽・学習等

④稼働率 約54%

8 今後のスケジュール（案）

本委員会の調査検討結果を踏まえて最終的に市の方針を決定し、改定が必要であると市長が判断、決定した場合に、施設設置条例を改正する条例（案）を議会上程し、ご審議いただきます。可決された場合は、3か月以上の周知期間を持って施行する予定です。

【資料1-1（平山交流センター）】

利用状況1【平山平交流センター】										
		平成27年度			平成28年度			平成29年度		
施設等区分	使用区分	利用件数	人数	利用率（%）	利用件数	人数	利用率（%）	利用件数	人数	利用率（%）
集会室1 (45.76㎡)	9:00～12:00 【午前】	267	1,961	74.8	271	2,162	75.7	255	2,018	71.2
	13:00～17:00 【午後】	233	1,925	65.3	248	1,928	69.3	251	1,853	70.1
	18:00～21:30 【夜間】	151	1,412	42.3	175	1,453	48.9	168	1,528	46.9
	合計	651	5,298	60.8	694	5,543	64.6	674	5,399	62.8
	9:00～12:00 【午前】	221	1,608	61.9	232	1,857	64.8	207	1,708	57.8
	13:00～17:00 【午後】	226	1,791	63.3	261	2,195	72.9	227	1,707	63.4
集会室2 (45.76㎡)	18:00～21:30 【夜間】	129	1,224	36.1	163	1,302	45.5	141	1,281	39.4
	合計	576	4,623	53.8	656	5,354	61.1	575	4,696	53.5
集会室3 (45.76㎡)	9:00～12:00 【午前】	253	2,034	70.9	267	2,206	74.6	254	2,202	70.9
	13:00～17:00 【午後】	261	1,791	73.1	266	1,759	74.3	250	1,554	69.8
	18:00～21:30 【夜間】	95	758	26.6	84	620	23.5	77	559	21.5
	合計	609	4,583	56.9	617	4,585	57.4	581	4,315	54.1
練習室(防音 室補正) (32.76㎡)	9:00～12:00 【午前】	263	1,404	73.7	259	1,455	72.3	300	1,415	83.8
	13:00～17:00 【午後】	270	951	75.6	256	1,105	71.5	269	1,035	75.1
	18:00～21:30 【夜間】	182	912	51.0	206	940	57.5	254	1,100	70.9
	9:00～21:30 【全日】	715	3,267	66.8	721	3,500	67.1	823	3,550	76.6
	9:00～12:00 【午前】	44	224	12.3	65	400	18.2	55	350	15.4
	13:00～17:00 【午後】	48	247	13.4	78	450	21.8	58	354	16.2
調理室 (調理室 補正) (45.76㎡)	18:00～21:30 【夜間】	12	87	3.4	13	101	3.6	12	70	3.4
	9:00～21:30 【全日】	104	558	9.7	156	951	14.5	125	774	11.6

【資料1-2（平山交流センター）】

利用状況2【平山平交流センター】										
施設等区分	使用区分	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
		利用件数	人数	利用率(%)	利用件数	人数	利用率(%)	利用件数	人数	利用率(%)
和室1 (12.4㎡) (8畳)	9:00～12:00	197	751	55.2	180	816	50.3	240	841	67.0
	【午前】									
	13:00～17:00	192	704	53.8	199	677	55.6	202	622	56.4
	【午後】									
	18:00～21:30	93	261	26.1	54	187	15.1	45	173	12.6
	【夜間】									
	9:00～21:30	482	1,716	45.0	433	1,680	40.3	487	1,636	45.3
	【全日】									
和室2 (12.4㎡) (8畳)	9:00～12:00	210	704	58.8	189	726	52.8	224	727	62.6
	【午前】									
	13:00～17:00	137	394	38.4	183	538	51.1	166	438	46.4
	【午後】									
	18:00～21:30	101	307	28.3	87	387	24.3	107	487	29.9
	【夜間】									
	9:00～21:30	448	1,405	41.8	459	1,651	42.7	497	1,652	46.3
	【全日】									
大ホール (148.23㎡)	9:00～12:00	202	4,993	56.6	217	4,543	60.6	243	7,728	67.9
	【午前】									
	13:00～17:00	233	4,200	65.3	289	5,084	80.7	265	5,668	74.0
	【午後】									
	18:00～21:30	224	3,255	62.7	236	3,934	65.9	229	3,591	64.0
	【夜間】									
	9:00～21:30	659	12,448	61.5	742	13,561	69.1	737	16,987	68.6
	【全日】									
小ホール (115.75㎡)	9:00～12:00	247	6,673	69.2	285	7,923	79.6	270	4,347	75.4
	【午前】									
	13:00～17:00	283	4,341	79.3	313	4,534	87.4	293	4,418	81.8
	【午後】									
	18:00～21:30	245	2,263	68.6	243	2,376	67.9	254	2,286	70.9
	【夜間】									
	9:00～21:30	775	13,277	72.4	841	14,833	78.3	817	11,051	76.1
	【全日】									

【資料2（平山交流センター）】

現行額及び改定予定額(平山交流センター)※利用者負担割合50%						
施設等区分	使用区分	時間	現行額 (円) (A)	改定額(案) (B)(円)	現行額と 改定予定額 の差(A-B)(円)	改定割合 (B-A)/A× 100
集会室1・2・3 (45.76㎡)	9:00～12:00 【午前】	3時間	400	600	200	50%
	13:00～17:00 【午後】	4時間	500	700	200	40%
	18:00～21:00 【夜間】	3時間	400	600	200	50%
	9:00～21:00 【全日】		1,300	1,900	600	46%
練習室 (防音室 補正) (32.76㎡)	9:00～12:00 【午前】	3時間	500	650	150	30%
	13:00～17:00 【午後】	4時間	600	800	200	33%
	18:00～21:00 【夜間】	3時間	500	650	150	30%
	9:00～21:00 【全日】		1,600	2,100	400	33%
調理室 (調理室 補正) (45.76㎡)	9:00～12:00 【午前】	3時間	1,100	改定予定 無し		
	13:00～17:00 【午後】	4時間	1,500			
	18:00～21:00 【夜間】	3時間	1,100			
	9:00～21:00 【全日】		3,700			
和室1・2 (12.4㎡) (8畳)	9:00～12:00 【午前】	3時間	200	改定予定 無し		
	13:00～17:00 【午後】	4時間	200			
	18:00～21:00 【夜間】	3時間	200			
	9:00～21:00 【全日】		600			
大ホール (148.23㎡)	9:00～12:00 【午前】	3時間	1,600	改定予定 無し		
	13:00～17:00 【午後】	4時間	2,200			
	18:00～21:00 【夜間】	3時間	1,600			
	9:00～21:00 【全日】		5,400			
小ホール (115.75㎡)	9:00～12:00 【午前】	3時間	1,300	改定予定 無し		
	13:00～17:00 【午後】	4時間	1,700			
	18:00～21:00 【夜間】	3時間	1,300			
	9:00～21:00 【全日】		4,300			

調査検討事項第 11 号

日野市立男女平等推進センター施設使用料の改定案について【所管課：企画部男女平等課】

1 施設概要

名称	日野市立多摩平の森ふれあい館内 日野市立男女平等推進センター 集会室 1,2
住所	日野市多摩平 2 丁目 9 番地
施設規模	・ 構造：鉄筋コンクリート ・ 規模：地上 4 階 地下 1 階 ・ 建築面積：1321.60 m²（日野市立多摩平の森ふれあい館） ・ 延床面積：3816.79 m²（日野市立多摩平の森ふれあい館） ※施設区分ごとの面積は、5 のとおり
建築時期	平成 16 年 2 月
開館時間	午前 9 時 から 午後 9 時 30 分 まで
休館日	年末年始（12 月 29 日 から 翌 1 月 3 日 まで）
管理方法	直営による管理（一部委託あり）

2 施設利用状況

※（ ）内の件数は、一般有料利用者件数の内数

年度	平成 27 年度					
施設区分	集会室 1(和室)			集会室 2		
使用時間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
※ 利用件数計(件)	133 (59)	160 (94)	27 (20)	189 (128)	252 (187)	114 (91)
利用人数計(人)	782	775	176	1,303	1,750	678
利用率(%)	36.9	44.4	7.5	52.5	70.0	31.7
年度	平成 28 年度					
施設区分	集会室 1(和室)			集会室 2		
使用時間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
※ 利用件数計(件)	131 (48)	128 (80)	40 (38)	204 (133)	264 (211)	132 (121)
利用人数計(人)	812	718	178	1,432	1,766	659
利用率(%)	36.5	35.7	11.1	56.8	73.5	36.8
年度	平成 29 年度					
施設区分	集会室 1(和室)			集会室 2		
使用時間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
※ 利用件数計(件)	174 (65)	174 (130)	48 (41)	226 (118)	264 (218)	101 (85)
利用人数計(人)	1,071	1,130	353	1,671	1,973	698
利用率(%)	48.5	48.5	13.4	63	73.5	28.1

3 維持管理経費概要

日野市立男女平等推進センター 集会室 1, 2	施設等総床面積	71.17 m ²
	年間利用可能時間	359 日
日野市立万願寺交流センター (代入数値)	1 m ² あたり 1 時間あたり単価	8.9 円

4 今までの使用料改定の履歴

平成 16 年度の開館後、平成 25 年度有料化以降使用料の改定は行っていない。

5 現行額及び改定予定額

利用者負担割合 **50%**施設

→「日野市手数料、使用料等の見直し基準」P.6～P.7「C グループ」

民間代替性・競合性は低い。市民利用は選択的だが地域的にも広域的にもA・Bよりも多くの市民に多様に利用される。

施設区分 (面積)	時間	現行額 (円)(A)	改定額(案) (円)(B)	現行額と改定 額(案)との差 (A-B)(円)	改定割合 (B-A)/A ×10(円)	改定理由の 説明
集会室 1 (34.68 m ²) 和室 10畳	【午前】3 時間 9:00～12:00	400	改定予定 無し			和室特有の維持 費や洋室化の改 造も視野に入 れ、現行のまま が適当と考える。
	【午後】4 時間 13:00～17:00	600				
	【夜間】3.5 時間 18:00～21:30	500				
	【全日】 9:00～21:30	1,500				
集会室 2 (36.49 m ²)	【午前】3 時間 9:00～12:00	400	改定予定 無し			類似施設と比較 し、積算結果ど おりの増額改定が 適当と考える。
	【午後】4 時間 13:00～17:00	500	600	100	20%	
	【夜間】3.5 時間 18:00～21:30	400	500	100	25%	
	【全日】 9:00～21:30	1,300	1,500	200	15%	

6 近隣市の状況※1

立川市 女性総合センター (アイム)	施設概要／規模		和室 ※2 〔18 畳〕	第 2 会議室 ※3 〔39 m ² 〕
	利用 料金	9 時～12 時(午前・3 時間)	1,800 円	1,800 円
		13 時～17 時(午後・4 時間)	2,500 円	2,500 円
		18 時～22 時(夜間・4 時間)	2,500 円	2,500 円
国分寺市 男女平等推進 センター (ライツこくぶんじ)	施設概要／規模		和室 〔25 畳〕	201 号室 〔27.6 m ² 〕
	利用 料金	9 時～12 時(午前・3 時間)	600 円	600 円
		13 時～17 時(午後・4 時間)	900 円	900 円
		18 時～21 時 30 分(夜間・3.5 時間)	1,200 円	1,200 円
TAMA 女性センター	施設概要／規模		ワークショップ ルーム※4 〔定員 24 名〕	
	利用 料金	9 時～12 時(午前・3 時間)	650 円	
		13 時～17 時(午後・4 時間)	860 円	
		18 時～21 時 30 分(夜間・3.5 時間)	860 円	

※1 各施設とも駅直結か、駅から近い場所にある。

※2 ホワイトボード、ワイヤレスアンプ

※3 茶室として利用可能。設備、機材等多数有

※4 各種調理用品等備品有

7 見直し理由（考え方、ポイント）

①日野市手数料、使用料等の見直し基準に基づく積算結果

②平成 25 年の有料化以来、見直し周期の 4 年以上経過している

③同じ建物内にある多摩平交流センター（集会室 4～6、調理室）と方向性を合わせる

以上のことから、上の表の改定予定額どおり改正するのが適当であると考えます。

8 今後のスケジュール（案）

本委員会の調査検討結果を踏まえて最終的に市の方針を決定し、改定が必要であると市長が判断、決定した場合に、施設設置条例を改正する条例（案）を議会上程し、ご審議いただきます。可決された場合は、3 か月以上の周知期間を持って施行する予定です。

調査検討事項第 12 号

日野市発達・教育支援センター施設使用料の改定案について

【所管課：健康福祉部発達支援課】

1 施設概要

名称	日野市発達・教育支援センター
住所	日野市旭が丘二丁目 42 番地の 8
施設規模	・ 構造：鉄筋コンクリート ・ 規模：地上 2 階建 ・ 敷地面積：2,057.81 m² ・ 建築面積：(全体) 993.53 m²、(本棟)933.56 m² ・ 延床面積：(全体)1,704.30 m²、(本棟)1,644.33 m² - 貸室面積：会議室 28.25 m²、地域コミュニティ室 28.50 m²
建築時期	平成 26 年 3 月竣工（平成 26 年 4 月開設）
開館時間	午前 9 時 から 午後 6 時 まで
休館日	年末年始（12 月 29 日 から 翌 1 月 3 日 まで）
管理方法	直営による管理

2 施設利用状況

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
施設区分	会議室、 地域コミュニティ室	会議室、 地域コミュニティ室	会議室、 地域コミュニティ室
使用時間	午前、午後	午前、午後	午前、午後
利用件数計(件)	164	153	201
利用人数計(人)	1,723	1,496	1,883
会議室利用率(%)	25.6%	18.4%	20.2%
コミュニティ室利用率(%)	4.9%	9.4%	17.6%

◇施設使用として、会議室と地域コミュニティ室を一般開放している。

◇主な使用は囲碁、将棋のサークル活動で、使用時間は、ほとんどが午前と午後の連続利用。

◇夜間の使用は平成 26 年の開所以来、平成 27 年の 3 件のみだったため、平成 30 年度で終了。

3 維持管理経費概要（平成 27 年～平成 29 年の平均維持管理経費）

日野市発達・教育 支援センター	施設等総床面積	1644.33 m ²
	貸室面積 (会議室＋地域コミュニティ室)	56.75 m ² (総床面積の 3.45%)
	年間維持管理経費（全体）	29,073,376 円
	年間利用可能時間	2,177 時間
	1 m ² あたり 1 時間あたり単価	8.1 円/m ² ・時間
日野市立万願寺 交流センター (代入数値)	1 m ² あたり 1 時間あたり単価	8.9 円/m ² ・時間

4 今までの使用料改定の履歴

平成 26 年度の開館以来使用料の改定は行っていない。

5 現行額及び改定予定額

利用者負担割合 50%施設

→「日野市手数料、使用料等の見直し基準」P.6～P.7「C グループ」

民間代替性・競合性は低い。市民利用は選択的だが地域的にも広域的にもA・Bよりも多くの市民に多様に利用される。

施設区分 (面積)	時間	現行額 (A)(円)	改定額案 (B)(円)	現行額と改定 額(案)との差 (A-B)(円)	改定割合 (B-A)/A× 100	改定理由の 説明
会議室 (28.25 m ²)	【午前】3 時間 9:00～12:00	300	350	50	16.7%	開設から 5 年 経過し、見直 し基準に基づ く積算結果、 基準額の範囲 内を適当とす る
	【午後】4 時間 13:00～17:00	400	500	100	25.0%	
地域コミュ ニティ室 (28.5 m ²)	【午前】3 時間 9:00～12:00	300	350	50	16.7%	
	【午後】4 時間 13:00～17:00	400	500	100	25.0%	

6 近隣市の状況（参考になる施設があれば記載）

特になし

7 見直し理由（考え方、ポイント）

- ①日野市手数料、使用料等の見直し基準に基づく積算結果
- ②開設の平成 26 年から、見直し周期の 4 年以上経過している

以上のことから、上の表の改定予定額どおり改正するのが適当であると考えます。

8 今後のスケジュール（案）

本委員会の調査検討結果を踏まえて最終的に市の方針を決定し、改定が必要であると市長が判断、決定した場合に、施設設置条例を改正する条例（案）を議会上程し、ご審議いただきます。可決された場合は、3 か月以上の周知期間を持って施行する予定です。

調査検討事項第 13 号

日野市立七ツ塚ファーマーズセンター施設使用料の改定案について

【所管課：産業スポーツ部都市農業振興課】

1 施設概要

名称	日野市立七ツ塚ファーマーズセンター
住所	日野市新町 5 丁目 20 番地の 1
施設規模	・構造：木造平屋建て ・規模：地上 1 階建 ・建築面積：444.09 m ² ・延床面積：444.09 m ² 貸室面積：多目的室 1 74.5 m ² 、多目的室 2 74.5 m ² 、調理室 57.44 m ²
建築時期	平成 24 年 8 月末竣工（平成 24 年 10 月 13 日開設）
開館時間	午前 9 時 から 午後 4 時 30 分 まで
休館日	年末年始（12 月 29 日 から 翌 1 月 3 日 まで） ※メンテナンス等により年 2 回
管理方法	直営（委託管理者）による管理

2 施設利用状況

年度	平成 27 年度								
施設区分	多目的室 1			多目的室 2			調理室		
使用時間	午前	午後	全日	午前	午後	全日	午前	午後	全日
利用件数計(件)	269	242	511	197	181	378	125	103	228
利用人数計(人)	3,367	2,381	5,784	3,063	2,429	5,492	1,307	998	2,305
利用率(%)	75.1	67.6	71.4	55	50.5	52.8	34.9	28.8	31.8
年度	平成 28 年度								
施設区分	多目的室 1			多目的室 2			調理室		
使用時間	午前	午後	全日	午前	午後	全日	午前	午後	全日
利用件数計(件)	317	287	604	237	196	433	182	157	339
利用人数計(人)	3,494	2,378	5,872	3,299	2,251	5,550	1,833	1,493	3,326
利用率(%)	88.8	80.3	84.6	66.3	54.9	60.6	51	44	47.5
年度	平成 29 年度								
施設区分	多目的室 1			多目的室 2			調理室		
使用時間	午前	午後	全日	午前	午後	全日	午前	午後	全日
利用件数計(件)	305	239	544	241	161	402	182	179	361
利用人数計(人)	3,712	2,070	5,782	3,419	2,109	5,528	1,542	1,399	2,941
利用率(%)	85.4	66.9	76.2	67.5	45.1	56.3	51	50.1	50.6

◇施設使用として、多目的室 1、2 及び調理室を一般開放（貸室）している。

◇主な使用はフラダンス等のサークル活動

◇夜間の使用は、平成 24 年度の開設以来、行っていない。

3 維持管理経費概要（平成 27 年～平成 29 年の平均維持管理経費）

日野市立七ツ塚ファーマーズセンター	施設等総床面積	444.09 m ²
	貸室面積（多目的室 1， 2 及び調理室）	206.44 m ² （総床面積の約 46.5%）
	年間維持管理経費（全体）	8,143,859 円
	年間利用可能時間	2,513 時間
	1 m ² あたり 1 時間あたり単価	11.6/ m ² ・時間
	調理室 1 m ² あたり 1 時間あたり単価(×2.0 補正)	23.2 円/ m ² ・時間

4 今までの使用料改定の履歴

平成 24 年度の開館以来使用料の改定は行っていない。

5 現行額及び改定予定額

利用者負担割合 50%施設

→「日野市手数料、使用料等の見直し基準」P.6～P.7「C グループ」

民間代替性・競合性は低い。市民利用は選択的だが地域的にも広域的にもA・Bよりも多くの市民に多様に利用される。

施設区分 (面積)	時間	現行額 (A) (円)	改定額案 (B) (円)	現行額と改定 額(案)との差 (A-B)(円)	改定割合 (B-A)/A ×100	改定理由の 説明
多目的室1 (74.5 m ²)	午前【3.5 時間】 9:00～12:30	900	1,250	350	38.9%	開設から 6 年 経過し、見直 し基準に基づ く積算結果、 改定上限額 以内の改定を 適当とする
	午後【3.5 時間】 13:00～16:30	900	1,250	350	38.9%	
	全日【7 時間】 9:00～16:30	1,800	2,500	700	38.9%	
多目的室2 (74.5 m ²)	午前【3.5 時間】 9:00～12:30	900	1,250	350	38.9%	
	午後【3.5 時間】 13:00～16:30	900	1,250	350	38.9%	
	全日【7 時間】 9:00～16:30	1,800	2,500	700	38.9%	
調理室 (57.44 m ²)	午前【3.5 時間】 9:00～12:30	1,200	1,650	450	37.5%	
	午後【3.5 時間】 13:00～16:30	1,200	1,650	450	37.5%	
	全日【7 時間】 9:00～16:30	2,400	3,300	900	37.5%	

6 近隣市の状況（参考になる施設があれば記載）

同様な施設は認められない。

7 見直し理由（考え方、ポイント）

①日野市手数料、使用料等の見直し基準に基づく積算結果（別紙のとおり）

②料金改定（施設開設時）の平成 24 年から 6 年以上経過している

以上のことから、上の表の改定予定額どおり改正するのが適当であると考えます。

8 課題等

現在無料となっている駐車場利用については今後、公園管理者（緑と清流課）と検討する。

9 今後のスケジュール（案）

本委員会の調査検討結果を踏まえて最終的に市の方針を決定し、改定が必要であると市長が判断、決定した場合に、施設設置条例を改正する条例（案）を議会上程し、ご審議いただきます。可決された場合は、3 か月以上の周知期間を持って施行する予定です。